○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年４月大蔵省金融企画局）

改　正　後	改　正　前
B　基本ガイドライン	B　［同左］
（いわゆる事後交付型株式の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合の取扱い） ２－１－２　令第１条の５第１号に規定する株券の発行者である会社（外国会社を含む。）が、同号ロに掲げる事項を定める同号の規定による契約又は規程の内容を通知その他の方法により同号に規定する役員等に知らせることは、当該株券に係る同条の取得勧誘に該当することに留意する。令第１条の８第１号に規定する株券に係る同条の売付け勧誘等についても同様とする。	［加える。］
（特定投資家等向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の方式） ２－１－３　令第１条の５の２第２項第１号ロ(2)、同項第２号ロ(2)及び定義府令第 12 条第１項第１号ロ(2)（ｉ）にいう「譲渡に係る契約」を締結する具体的な方式については特に限定されるものではなく、当事者間において適切な手続による合意が形成されることが重要である。例えば、特定取得勧誘（法第 27 条の 31 第１項に規定する特定取得勧誘をいう。以下２－１－３において同じ。）を行おうとする金融商品取引業者等が、あらかじめ定義府令第 11 条の４第２項各号に掲げる事項が記載された書面を相手方に交付（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により書面と同一の情報を提供する場合を含む。以下２－１－３において同じ。）し、当該金融商品取引業者等が行う特定取得勧誘に応じて取得しようとする一切の有価証券に関して当該事項を遵守することについて、当該相手方が書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により同意している場合において、当該金融商品取引業者等が特定取得勧誘に際して当該相手方から「譲渡に係る契約」の締結に関する委任を受けた上で、当該特定取得勧誘に係る有価証券の発行者に当該書面を交付し、当該発行者がこれを承諾したときは、当該発行者と当該相手方との間及び当該特定取得勧誘を行う金融商品取引業者等と当該相手方との間において「譲渡に係る契約を締結すること」に該当することに留意する。	（特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の方式） ２－１－２　令第１条の５の２第２項第１号ロ(2)、同項第２号ロ(2)及び定義府令第 12 条第１項第１号ロ(2)（ｉ）にいう「譲渡に係る契約」を締結する具体的な方式については特に限定されるものではなく、当事者間において適切な手続による合意が形成されることが重要である。例えば、特定取得勧誘（法第 27 条の 31 第１項に規定する特定取得勧誘をいう。以下２－１－２において同じ。）を行おうとする金融商品取引業者等が、あらかじめ定義府令第 11 条の２第２項各号に掲げる事項が記載された書面を相手方に交付（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により書面と同一の情報を提供する場合を含む。以下２－１－２において同じ。）し、当該金融商品取引業者等が行う特定取得勧誘に応じて取得しようとする一切の有価証券に関して当該事項を遵守することについて、当該相手方が書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により同意している場合において、当該金融商品取引業者等が特定取得勧誘に際して当該相手方から「譲渡に係る契約」の締結に関する委任を受けた上で、当該特定取得勧誘に係る有価証券の発行者に当該書面を交付し、当該発行者がこれを承諾したときは、当該発行者と当該相手方との間及び当該特定取得勧誘を行う金融商品取引業者等と当該相手方との間において「譲渡に係る契約を締結すること」に該当することに留意する。
（募集に該当しない有価証券の発行） ２－４－１　次に掲げるような場合には、「有価証券の募集」とはならないことに留意する。 ①　［略］ ［削る。］ ②～⑦　［略］ ⑧　株式の分割により株式を発行する場合（②の場合を除く。） ⑨・⑩　［略］	（募集に該当しない有価証券の発行） ２－４－１　［同左］ ①　［同左］ ②　法第２条第３項第２号イ、ロ又はハに該当する場合 ③～⑧　［同左］ ⑨　株式の分割により株式を発行する場合（③の場合を除く。） ⑩・⑪　［同左］
（種類株券が第三者割当により発行される場合について） ２－４－２　法第 24 条第１項各号のいずれかに該当する株券（以下２－４－２において「有報提出対象株券」という。）についての取得請求権が付されている種類株券が第三者割当（開示府令第 19 条第２項第１号ヲに規定する第三者割当をいう。２－12－２①及び②、８－２④並びに８－４イにおいて同じ。）により発行される場合であって、割当予定先、提出者等の自由な裁量等により、短期間に有報提出対象株券の発行が相当程度見込まれるものについては、法第２条第３項第２号ニに規定する「多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合」には該当しないものと考えられる。	（種類株券が第三者割当により発行される場合について） ２－４－２　法第 24 条第１項各号のいずれかに該当する株券（以下２－４－２において「有報提出対象株券」という。）についての取得請求権が付されている種類株券が第三者割当（開示府令第 19 条第２項第１号ヲに規定する第三者割当をいう。２－12、８－２④及び８－４イにおいて同じ。）により発行される場合であって、割当予定先、提出者等の自由な裁量等により、短期間に有報提出対象株券の発行が相当程度見込まれるものについては、法第２条第３項第２号ハに規定する「多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合」には該当しないものと考えられる。

（取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為） ２－12　有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等とは、投資者に対し、特定の有価証券の存在を示して関心を持たせ、当該有価証券に対する投資意欲が湧くように導く行為をいうと考えられることに留意する。このため、例えば、次に掲げる行為（①及び③から⑤までに掲げる行為にあっては、発信、発表又は回答する情報のうちに当該発行者が発行し、又は処分しようとする特定の有価証券に係る情報が含まれるものを除く。）は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないことに留意する。	（取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為） ２－12　例えば次に掲げる行為は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないことに留意する。
［削る。］	①　第三者割当を行う場合であって、割当予定先が限定され、当該割当予定先から当該第三者割当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合（例えば、資本提携を行う場合、親会社が子会社株式を引き受ける場合等）に該当するときにおける、割当予定先を選定し、又は当該割当予定先の概況を把握することを目的とした届出前の割当予定先に対する調査、当該第三者割当の内容等に関する割当予定先との協議その他これに類する行為
［削る。］	②　募集（第三者割当に係るものを除く。）又は売出しを行おうとする有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査であって、特定投資家（当該調査を行う金融商品取引業者等において、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 53 条第１号に掲げる契約の種類に属する金融商品取引契約に関して法第 34 条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客として取り扱う者を除き、法第 34 条の３第４項（法第 34 条の４第６項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家として取り扱う者を含む。）（国、日本銀行及び適格機関投資家以外の特定投資家については、金融商品取引業者等が当該募集又は売出しを行おうとする顧客からの委託により又は自己のために当該調査を行う場合に限る。）又は法第 27 条の 23 第４項に規定する株券等保有割合が５％以上である者を当該調査の対象者とし、かつ、同令第 117 条第１項第 15 号に規定する措置又はこれに準ずる措置を講じて行われるもの
①　有価証券届出書又は発行登録書に係る有価証券の発行者に関する情報の発信	③　有価証券届出書又は発行登録書の提出日の１月前の応当日以前において行われる当該有価証券届出書又は発行登録書に係る有価証券の発行者に関する情報（当該発行者の発行する有価証券の募集又は売出しに係る情報を除く。）の発信（当該発信に係る媒体が継続的に掲示される場合にあっては当該情報の発信が行われる時点は当該掲示が開始される時点とする。以下③において同じ。）であって、他の者によって再び当該情報の発信が行われることが想定される場合にあっては、当該応当日の翌日から有価証券届出書又は発行登録書の提出までの間に当該発信が行われることを防止するための合理的な措置を講じて行われるもの
②　［略］	④　［同左］
③　投資者向けの会合等において行われる事業の状況や展望等についての説明その他の発行者により行われる当該発行者に関する情報の発信	⑤　発行者により通常の業務の過程において行われる定期的な当該発行者に関する情報（当該発行者の発行する有価証券の募集又は売出しに係る情報を除く。）の発信
④　発行者により行われる新製品又は新サービスの発表	⑥　発行者により通常の業務の過程において行われる新製品又は新サービスの発表
⑤　［略］	⑦　［同左］
⑥　金融商品取引業者等により通常の業務の過程において行われる上場会社である発行者に係るアナリスト・レポート（個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、多数の者に対する情報の提供を目的とするものをいう。以下⑥において同じ。）の配布又は公表（当該金融商品取引業者等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行する有価証券の募集又は売出しに関する未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合に限り、当該発行者に係るアナリスト・レポートの配布若しくは公表を開始する場合又はその配布若しくは公表を中断した後に再び開始する場合を除く。）	⑧　金融商品取引業者等により通常の業務の過程において行われる上場会社である発行者に係るアナリスト・レポート（個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、多数の者に対する情報の提供を目的とするものをいう。以下⑧において同じ。）の配布又は公表（当該金融商品取引業者等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行する有価証券の募集又は売出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合に限り、当該発行者に係るアナリスト・レポートの配布若しくは公表を開始する場合又はその配布若しくは公表を中断した後に再び開始する場合を除く。）

２－12―２　次に掲げる行為は、その態様、相手方の属性、社会・経済的意義等に照らし、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないものとして取り扱うことに留意する。 ①　第三者割当を行う場合であって、割当予定先が限定され、当該割当予定先から当該第三者割当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合（例えば、資本提携を行う場合、親会社が子会社株式を引き受ける場合等）に該当するときにおける、割当予定先を選定し、又は当該割当予定先の概況を把握することを目的とした届出前の割当予定先に対する調査、当該第三者割当の内容等に関する割当予定先との協議その他これに類する行為 ②　募集（第三者割当に係るものを除く。）又は売出しを行おうとする有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査であって、特定投資家（当該調査を行う金融商品取引業者等において、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 53 条第１号に掲げる契約の種類に属する金融商品取引契約に関して法第 34 条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客として取り扱う者を除き、法第 34 条の３第４項（法第 34 条の４第６項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家として取り扱う者を含む。）（国、日本銀行及び適格機関投資家以外の特定投資家については、金融商品取引業者等が当該募集又は売出しを行おうとする顧客からの委託により又は自己のために当該調査を行う場合に限る。）又は法第 27 条の 23 第４項に規定する株券等保有割合が５％以上である者を当該調査の対象者とし、かつ、同令第 117 条第１項第 15 号イ若しくはロに定める措置又はこれに準ずる措置を講じて行われるもの	［加える。］
［削る。］	法第２条の３（組織再編成等）関係 （特定組織再編成発行手続に該当しない有価証券の発行） ２の３－１　法第２条の３第４項第２号イ又はロに該当する場合には、「特定組織再編成発行手続」とはならないことに留意する。
（有価証券の募集又は売出しに該当する行為） ４－１　次に掲げる行為は、有価証券の募集又は売出し（法第４条第４項に規定する有価証券の売出し（特定組織再編成交付手続を除く。）をいう。４－２及び４－２－２において同じ。）に該当するので、法第４条第１項、第２項又は第３項の届出（４－２及び４－２－２において単に「届出」という。）をした後でなければすることができないことに留意する。 ①　有価証券の取得勧誘若しくは売付け勧誘等に関する文書（新株割当通知書及び株式申込証を含み、電磁的記録を含む。）を頒布すること。 ②　新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に係る広告をすること。 ③　株主等に対する増資説明会において、又は電話により有価証券の取得勧誘若しくは売付け勧誘等についての説明をすること。	（有価証券の募集又は売出しに該当する行為） ４－１　有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に関する文書（新株割当通知書及び株式申込証を含む。）を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に係る広告をすることは有価証券の募集又は売出し（法第４条第４項に規定する有価証券の売出し（特定組織再編成交付手続を除く。）をいう。４－１－２及び４－１－３において同じ。）に該当するので、法第４条第１項、第２項又は第３項の届出（４－１－２及び４－１－３において単に「届出」という。）をした後でなければすることができないことに留意する。
（適格機関投資家のみを相手方とした勧誘に該当する行為） ４－２　［略］	（適格機関投資家のみを相手方とした勧誘に該当する行為） ４－１－２　［同左］
（特定投資家等のみを相手方とした勧誘に該当する行為） ４－２－２　法第２条第３項第２号ロ(1)又は第４項第２号ロ(1)の規定により、顧客からの委託により、又は自己のために有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う金融商品取引業者等が、当該有価証券を取得し、又は買い付けることができる者を特定投資家等（法第２条第３項第２号ロに規定する特定投資家等をいう。以	（特定投資家のみを相手方とした勧誘に該当する行為） ４－１－３　法第２条第３項第２号ロ(1)又は第４項第２号ロ(1)の規定により、顧客からの委託により、又は自己のために有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う金融商品取引業者等が、当該有価証券を取得し、又は買い付けることができる者を特定投資家に限定するための合理的な措置を講じている場合は、当該取得勧

下４－２－２及び４－２－３において同じ。）に限定するための合理的な措置を講じている場合は、当該取得勧誘又は売付け勧誘等は、特定投資家等のみを相手方とするものであると考えることができる。この場合において、同条第３項第２号ロ⑵又は第４項第２号ロ⑵の規定による有価証券がその取得者から特定投資家等及び非居住者（同条第３項第２号ロ⑵に規定する非居住者をいう。４－２－３において同じ。）以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該取得勧誘又は売付け勧誘等は、有価証券の募集又は売出しに該当せず、届出をすることなく行うことができることに留意する。ただし、原則として、当該取得勧誘又は売付け勧誘等が行われる時までに、法第 27 条の 31 第１項の規定による特定証券情報の提供又は公表をしなければならないことに留意する。

４－２－３　４－２－２の「合理的な措置を講じている場合」とは、例えば、次に掲げる要件の全てを満たしている場合とする。

イ　当該取得勧誘又は売付け勧誘等は特定投資家等のみを相手方とするものであって、特定投資家等以外の者は当該有価証券を取得し、又は買い付けることができない旨を表示すること。

ロ　金融商品取引業者等が有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に係る申込みを受け付けるための仕組みを整備していること。

なお、合理的措置を講じることのほか、法第 23 条の 13 第３項本文の規定による告知をしなければならない場合には、相手方に対して、特定投資家等及び非居住者以外の者に当該有価証券を譲渡しない旨等を定めた契約を締結することが取得の条件となっていること等を告知する必要があることに留意する。

［削る。］

［削る。］

誘又は売付け勧誘等は、特定投資家のみを相手方とするものであると考えることができる。この場合において、法第２条第３項第２号ロ⑵又は第４項第２号ロ⑵に規定する「有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合」に該当するときは、当該取得勧誘又は売付け勧誘等は、有価証券の募集又は売出しに該当せず、届出をすることなく行うことができることに留意する。ただし、原則として、当該取得勧誘又は売付け勧誘等が行われる時までに、法第 27 条の 31 第１項の規定による特定証券情報の提供又は公表をしなければならないことに留意する。

４－１－４　４－１－３の「合理的措置が講じられている場合」とは、例えば、次に掲げる要件の全てを満たしている場合とする。

イ　当該取得勧誘又は売付け勧誘等は特定投資家のみを相手方とするものであって、特定投資家以外の者は当該有価証券を取得し、又は買い付けることができない旨を表示すること。

ロ　金融商品取引業者等が有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に係る申込みを受け付けるための仕組みを整備していること。

なお、合理的措置を講じることのほか、法第 23 条の 13 第３項本文の規定による告知をしなければならない場合には、相手方に対して、特定投資家等（法第２条第３項第２号ロ⑵に規定する特定投資家等をいう。）以外の者に当該有価証券を譲渡しない旨等の契約を締結することが取得の条件となっていること等を告知する必要があることに留意する。

（取締役等以外の者を含めた者を対象とする株券等又は新株予約権証券等の付与）

４－２　次に掲げる場合には、令第２条の 12 各号に規定する場合に該当しないことに留意する。

①　会社が取締役等（当該会社又は当該会社に関係する会社として開示府令第２条第１項に定める会社の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人をいう。以下①において同じ。）に取締役等以外の者を含めた者を対象として株券等（令第２条の 12 第１号に規定する株券等をいう。）を付与する場合

②　会社が取締役等（当該会社又は当該会社に関係する会社として開示府令第２条第３項に定める会社の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人をいう。以下②において同じ。）に取締役等以外の者を含めた者を対象として新株予約権証券等（令第２条の 12 第２号に規定する新株予約権証券等をいう。）を付与する場合

（いわゆる事後交付型株式の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合の取扱い）

４－２－２　法第２条第１項第９号に規定する株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。以下４－２－２において同じ。）又は同項第 17 号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下４－２－２、４－２－３及び 24 の５－14－４において「株券等」という。）の発行者である会社（外国会社を含む。）（以下４－２－２及び４－２－３において「発行会社」という。）が、当該発行会社又は令第２条の 12 第１号に規定する内閣府令で定めるもの（４－２－３において「発行会社等」という。）の取締役等（令第２条の 12 第１号に規定する取締役等をいう。以下４－２－２及び４－２－３において同じ。）に対し所定の時期に確定した数の株券等を交付する旨を定めて通知その他の方法により当該取締役等に当該定めの内容を知らせることは、令第２条の 12 第１号に規定する取得勧誘又は売付け勧誘等に該当し得ることに留意する。この場合においては、当該取締役等が当該定めの内容を知ることとなる日が同号に規定する交付日に相当し、当該定めに基づいて当該取締役等が株券等の交付を受けることとなる日はこれに相当しないと考えられることに留意する。

［削る。］

（新株予約権付社債券の募集等の届出の要否の決定等）

４－５　新株予約権付社債券の募集又は売出し（法第４条第４項に規定する有価証券の売出しをいう。24の５－８及び 24 の５－９を除き、以下同じ。）に係る届出の要否は、当該新株予約権付社債券の発行価額又は売出価額の総額によるものとする。

なお、新株予約権付社債券と既に募集が行われた株券及び並行して募集が行われる株券について、開示府令第２条第２項第２号、第５号及び第６号の規定を適用するに当たっては、新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の行使により発行し、又は移転する株券の発行価額の総額によるものとし、それらの規定に該当することとなる場合には、当該新株予約権付社債券の募集に関する届出の必要があることに留意する。

（通算規定の適用）

４－６　開示府令第２条第２項第２号に規定する「当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し」とは、過去１年以内に募集又は売出しを開始（有価証券通知書を提出した日の翌日をもって開始した日とみなす。）したもの及び過去１年以内に募集又は売出しの払込期日又は受渡期日が到来したものをいい、起算の始期は当該募集又は売出しを開始する日の前日とする。

（通算規定の対象としない募集又は売出し）

４－７　開示府令第２条第２項第２号に規定する「法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。」とは、過去１年以内において法第４条第１項の規定による届出があった場合における当該届出に係る有価証券の募集又は売出し及び当該届出前に行われた発行価額又は売出価額の総額が５億円未満の募集又は売出し並びに過去１年以内において法第 23 条の８第１項の規定により発行登録追補書類が提出された場合における当該有価証券の募集又は売出し及び当該提出前に行われた発行価額又は売出価額の総額が５億円未満の募集又は売出しは通算の対象にしないことをいう。

（「譲渡が禁止される旨の制限」の対象とならない株券等の譲渡）

４－２－３　次に掲げる場合における株券等の譲渡は、令第２条の 12 第１号に規定する「譲渡が禁止される旨の制限」の対象とならず、発行会社の社内規程又は発行会社と発行会社等の取締役等との間で締結される契約等において、次に掲げる場合には株券等の「譲渡が禁止される旨の制限」を解除する旨の定めを設けることができることに留意する。

⑴　当該株券等の交付を受け、又は受けることとなる取締役等が死亡その他正当な理由により退任又は退職をした場合。なお、「その他正当な理由」とは、例えば、次のような理由をいう。

①　療養
②　親族の介護又は養育
③　任期の満了
④　定年に達したこと

⑵　当該株券等の発行会社により組織再編成等が行われる場合。なお、「組織再編成等」とは、例えば、次のような行為をいう。

①　組織再編成（法第２条の３第１項に規定する組織再編成をいう。）
②　株式の併合（当該株式の併合により一株に満たない端数が生ずる場合に限る。）
③　全部取得条項付種類株式（会社法第 171 条第１項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の全部の取得
④　株式売渡請求（会社法第 179 条第２項に規定する株式売渡請求をいう。）に係る承認

（新株予約権付社債券の募集等の届出の要否の決定等）

４－５　新株予約権付社債券の募集又は売出し（法第４条第４項に規定する有価証券の売出しをいう。24の５－８及び 24 の５－９を除き、以下同じ。）に係る届出の要否は、当該新株予約権付社債券の発行価額又は売出価額の総額によるものとする。

なお、新株予約権付社債券とすでに募集が行われた株券及び並行して募集が行われる株券について、開示府令第２条第５項第２号、第４号及び第５号の規定を適用するに当たっては、新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の行使により発行し、又は移転する株券の発行価額の総額によるものとし、それらの規定に該当することとなる場合には、当該新株予約権付社債券の募集に関する届出の必要があることに留意する。

（通算規定の適用）

４－６　開示府令第２条第５項第２号に規定する「当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し」とは、過去１年以内に募集又は売出しを開始（有価証券通知書を提出した日の翌日をもって開始した日とみなす。）したもの及び過去１年以内に募集又は売出しの払込期日又は受渡期日が到来したものをいい、起算の始期は当該募集又は売出しを開始する日の前日とする。

（通算規定の対象としない募集又は売出し）

４－７　開示府令第２条第５項第２号に規定する「法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。」とは、過去１年以内において法第４条第１項の規定による届出があった場合における当該届出に係る有価証券の募集又は売出し及び当該届出前に行われた発行価額又は売出価額の総額が１億円未満の募集又は売出し並びに過去１年以内において法第 23 条の８第１項の規定により発行登録追補書類が提出された場合における当該有価証券の募集又は売出し及び当該提出前に行われた発行価額又は売出価額の総額が１億円未満の募集又は売出しは通算の対象にしないことをいう。

（通算規定の対象とする発行価額又は売出価額）

４－８　開示府令第２条第２項第２号の規定により通算の対象とされる既に完了した募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額は、募集については実際に発行された有価証券の発行価額の総額、売出しについては実際に売り付けた有価証券の売出価額の総額によるものとする。

（通算規定の対象とする発行価額）

４－９　開示府令第２条第２項第３号の規定により通算の対象とされる３月以内に発行された新規発行証券の発行価額の総額については、４－８を準用する。

（通算規定の対象とする売出価額）

４－10　開示府令第２条第２項第４号の規定により通算の対象とされる１月以内に売付け勧誘等が行われた既発行証券の売出価額の総額については、４－８を準用する。

（並行募集又は売出し）

４－11　開示府令第２条第２項第５号及び第６号に規定する募集又は売出しが「並行して」とは、払込期日又は受渡期日がおおむね同じであることをいう。

（届出を要する５億円未満の募集又は売出しと並行して行われる募集又は売出し）

４－12　開示府令第２条第２項第６号に規定する「第二号に掲げる募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集若しくは売出し」とは、発行価額又は売出価額の総額が５億円未満である２以上の同一の種類の有価証券の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、その合計額が５億円未満である場合であって、そのうちいずれかの募集又は売出しが同項第２号の通算規定により有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出を要することとされた場合における当該他の募集又は売出しをいう。

（発行価額又は売出価額の総額が届出を要する額未満になった場合）

４－13　有価証券届出書又は有価証券通知書（法第 25 条の２第１項の規定の適用を受けるものに限る。以下４－13 において同じ。）（以下４－13 において「有価証券届出書等」という。）の提出日以後、当該有価証券届出書等による募集若しくは売出しに係る有価証券の発行価額若しくは売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が当該有価証券届出書の提出を要しない金額に減少し、若しくは当該有価証券通知書が同項の規定の適用を受けないこととなった場合又は当該有価証券届出書等に係る有価証券の募集若しくは売出し若しくは発行を取り止めようとする場合には、当該有価証券届出書等を提出した者は、遅滞なく、当該有価証券届出書等を取り下げる旨を記載した「届出等の取下げ願い」を財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出するものとする。この場合には、当該有価証券届出書及びその写し又は当該有価証券通知書（その添付書類を含む。）について法第 25 条又は同項の規定による公衆縦覧を取り止めるものとする。

（発行価額又は売出価額の総額が届出を要する金額になった場合）

４－15　法第４条第１項第４号に該当することにより有価証券通知書を提出して有価証券の募集又は売出しを開始した後において、合理的に見込まれた当初の発行価額又は売出価額の総額が時価の騰貴等によって同号

（通算規定の対象とする発行価額又は売出価額）

４－８　開示府令第２条第５項第２号の規定により通算の対象とされるすでに完了した募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額は、募集については実際に発行された有価証券の発行価額の総額、売出しについては実際に売り付けた有価証券の売出価額の総額によるものとする。

（通算規定の対象とする発行価額）

４－９　開示府令第２条第５項第３号の規定により通算の対象とされる３か月以内に発行された新規発行証券の発行価額の総額については、４－８を準用する。

（通算規定の対象とする売出価額）

４－10　開示府令第２条第５項第３号の２の規定により通算の対象とされる１月以内に売付け勧誘等が行われた既発行証券の売出価額の総額については、４－８を準用する。

（並行募集又は売出し）

４－11　開示府令第２条第５項第４号及び第５号に規定する募集又は売出しが「並行して」とは、払込期日又は受渡期日がおおむね同じであることをいう。

（届出を要する１億円未満の募集又は売出しと並行して行われる募集又は売出し）

４－12　開示府令第２条第５項第５号に規定する「第二号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出し」とは、発行価額又は売出価額の総額が１億円未満である２以上の同一の種類の有価証券の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、その合計額が１億円未満である場合であって、そのうちいずれかの募集又は売出しが同項第２号の通算規定により有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出を要することとされた場合における当該他の募集又は売出しをいう。

（発行価額又は売出価額の総額が届出を要する額未満になった場合）

４－13　有価証券届出書の提出日以後、当該有価証券届出書による募集若しくは売出しに係る有価証券の発行価額若しくは売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が当該有価証券届出書の提出を要しない金額に減少した場合又は当該有価証券届出書に係る有価証券の募集若しくは売出し若しくは発行を取り止めようとする場合には、当該有価証券届出書を提出した者は、遅滞なく、当該有価証券届出書を取り下げる旨を記載した「届出の取下げ願い」を財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出するものとする。この場合には、当該有価証券届出書及びその写しについて法第 25 条の規定による公衆縦覧を取り止めるものとする。

（発行価額又は売出価額の総額が届出を要する金額になった場合）

４－15　法第４条第１項第５号に該当することにより有価証券通知書を提出して有価証券の募集又は売出しを開始した後において、合理的に見込まれた当初の発行価額又は売出価額の総額が時価の騰貴等によって同号

の規定に該当しないことにより届出を要すると見込まれる金額になったときは、当該届出をしなければそのとき以降の募集又は売出しをすることができないことに留意する。

（届出を要しない並行募集等に係る有価証券通知書）

４－20　法第４条第１項第２号若しくは第４号又は第２項ただし書の規定により届出を要しない有価証券の２以上の募集又は売出しが並行して行われる場合には、同一の有価証券通知書によって提出することができるものとする。

（無届募集等について）

４－23　無届募集等については、以下のとおり取り扱う。

イ　［略］

ロ　無届募集等に関する留意事項

以下に例示するような場合は無届募集等となるので、十分注意すること。

① 有価証券の内容や勧誘の実態を含む諸状況に照らし、実質的に同一種類と認められる有価証券を、３月以内に、50名未満の相手方に対し複数回に分けて勧誘することにより、少人数向け勧誘とはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。

なお、定義府令第 10 条の２に定める償還期限や利率等については、過度に形式的な判断を行わないことに留意する。

② 海外の相手方に勧誘を行ったが、当該相手方の代理等を行う金融商品取引業者に対する勧誘が国内で行われる等実態に鑑み、海外での募集又は売出しとはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。

（有価証券報告書の提出を要しなくなった場合の取扱い）

４－24　有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等（以下４－24 において「有価証券の勧誘」という。）に当たり、当該有価証券が法第 24 条第１項ただし書の規定に該当し、有価証券報告書の提出を要しないこととなっている場合、当該有価証券は法第 24 条第１項第３号又は第４号に該当する有価証券でないものとして、法第２条第３項及び第４項の規定を適用し、有価証券届出書の提出を要しないことに留意する。

ただし、当該有価証券が法第 24 条第１項第４号の規定に該当することにより有価証券報告書を提出していた者が、当該会社の資本金の額が法令で定める額未満となったこと、若しくは当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満となったことにより、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合において、当該有価証券の勧誘により当該有価証券が取得された結果、当該要件を満たさなくなることが明らかとなるとき、又は当該有価証券が同項第３号若しくは第４号の規定に該当することにより有価証券報告書を提出していた者が、有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして承認を受け、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合において、当該有価証券の勧誘により当該有価証券が取得された結果、当該承認の要件を満たさなくなることが明らかとなるときを除くことに留意する。

［削る。］

の規定に該当しないことにより届出を要すると見込まれる金額になったときは、当該届出をしなければそのとき以降の募集又は売出しをすることができないことに留意する。

（届出を要しない並行募集等に係る有価証券通知書）

４－20　法第４条第１項第３号若しくは第５号又は第２項ただし書の規定により届出を要しない有価証券の２以上の募集又は売出しが並行して行われる場合には、同一の有価証券通知書によって提出することができるものとする。

（無届募集等について）

４－23

イ　［同左］

ロ　［同左］

以下に例示するような場合は無届募集等となるので十分注意すること。

○ 有価証券の内容や勧誘の実態を含む諸状況に照らし、実質的に同一種類と認められる有価証券を、３か月以内に、50名未満の相手方に対し複数回に分けて勧誘することにより、少人数向け勧誘とはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。

なお、定義府令第 10 条の２に定める償還期限や利率等については、過度に形式的な判断を行わないことに留意する。

○ 海外の相手方に勧誘を行ったが、当該相手方の代理等を行う金融商品取引業者に対する勧誘が国内で行われる等実態に鑑み、海外での募集又は売出しとはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。

（有価証券報告書の提出を要しなくなった場合の取扱い）

４－24　有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等（以下４－24 において「有価証券の勧誘」という。）に当たり、当該有価証券が法第 24 条第１項ただし書の規定に該当し、有価証券報告書の提出を要しないこととなっている場合、当該有価証券は法第 24 条第１項第３号又は第４号に該当する有価証券でないものとして、法２条第３項及び第４項の規定を適用し、有価証券届出書の提出を要しないことに留意する。

ただし、当該有価証券が法第 24 条第１項第４号の規定に該当することにより有価証券報告書を提出していた者が、当該会社の資本金の額が法令で定める額未満、若しくは当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満となったことにより、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合において、当該有価証券の勧誘により当該有価証券が取得された結果、当該要件を満たさなくなることが明らかとなるとき、又は当該有価証券が法第 24 条第１項第３号若しくは第４号の規定に該当することにより有価証券報告書を提出していた者が、有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして承認を受け、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合において、当該有価証券の勧誘により当該有価証券が取得された結果、当該承認の要件を満たさなくなることが明らかとなるときを除くことに留意する。

５－２－２　開示府令第 19 条の９第１項の規定の適用を受ける提出会社が、有価証券届出書を提出しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び当該前事業年度の開始の日前４年以内に開始した事業年度（以下５－２－２において「対象期間」という。）において他の上場会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併若しくは他の上場会社の完全子会社化（提出会社が完全親会社となる株式交換及び株式交付を含む。以下５－２－２において同じ。）を行った会社である場合又は他の上場会社を新設合併消滅会社とする新設合併若しくは他の上場会社を株式移転完全子会社とする株式移転により設立された会社である場合における時価総額

	（開示府令第 19 条の９第３項第１号に規定する時価総額をいう。５－２－２において同じ。）の算定は、以下のとおり取り扱う。 ① 当該提出会社が吸収合併存続会社である場合は、対象期間のうち、吸収合併の効力発生日の属する事業年度の前事業年度以前の各事業年度の末日における時価総額は、当該提出会社と当該吸収合併による吸収合併消滅会社の時価総額を合計して得た金額とする。 ② 当該提出会社が他の上場会社の完全子会社化を行った場合は、対象期間のうち、完全子会社化の効力発生日の属する事業年度の前事業年度以前の各事業年度の末日における時価総額は、当該提出会社と当該完全子会社の時価総額を合計して得た金額とする。 ③ 当該提出会社が新設合併設立会社である場合は、対象期間のうち、新設合併の効力発生日の属する事業年度の前事業年度以前の各事業年度の末日における時価総額は、当該新設合併による新設合併消滅会社の時価総額（上場会社である新設合併消滅会社が複数ある場合には、各会社の時価総額を合計して得た金額）とする。 ④ 当該提出会社が株式移転設立完全親会社である場合には、対象期間のうち、株式移転の効力発生日の属する事業年度の前事業年度以前の各事業年度の末日における時価総額は、当該株式移転により株式移転完全子会社となった会社の時価総額（上場会社である株式移転完全子会社が複数ある場合には、各会社の時価総額を合計して得た金額）を用いて判断することとする。
５－７　有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。）の募集又は売出しが開示府令第19条第２項第１号ヲ⑴から⑷までに掲げる方法により行われる場合には、有価証券届出書の様式中第一部第１の２⑴「募集の方法」の「その他の者に対する割当」、第１の４⑴「募集の条件」又は第１の５「新株予約権付社債に関する事項」の欄の欄外にそれぞれ該当する概要を注記することに留意する。	５－７　有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。）の募集又は売出しが開示府令第19条第２項第１号ヲ⑴から⑶までに掲げる方法により行われる場合には、有価証券届出書の様式中第一部第１の２⑴「募集の方法」の「その他の者に対する割当」、第１の４⑴「募集の条件」又は第１の５「新株予約権付社債に関する事項」の欄の欄外にそれぞれ該当する概要を注記することに留意する。
（見込額を記載する場合におけるその旨の記載） ５－８－２－２　開示府令第８条第２項の規定により提出しようとする開示府令第二号の四様式又は第二号の七様式による有価証券届出書における、次に掲げる記載については、これらの見込額についての算定根拠を記載することができる。ただし、開示府令第９条第９号に掲げる場合に提出しようとする有価証券届出書においては、当該算定根拠の記載を要しないことに留意する。	（見込額を記載する場合におけるその旨の記載） ５－８－２－２　［同左］
①　［略］ ② 開示府令第二号様式記載上の注意⑲ａの規定により、「払込金額の総額」について見込額を記載する場合におけるその旨の記載 ③ 開示府令第二号様式記載上の注意㉒ａの規定により、「売出価額の総額」について見込額を記載する場合におけるその旨の記載	①　［同左］ ② 同様式記載上の注意⑲ａの規定により、「払込金額の総額」について見込額を記載する場合におけるその旨の記載 ③ 同様式記載上の注意㉒ａの規定により、「売出価額の総額」について見込額を記載する場合におけるその旨の記載
（株券又は新株予約権証券を役員等であった者に割り当てる方法） ５－９－２　開示府令第二号様式記載上の注意（23－２）の規定による開示府令第 19 条２項第１号ヲ⑵又は⑶に掲げる方法に準じて行う場合とは、次に掲げる場合をいう。	（株券又は新株予約権証券を役員等であった者に割り当てる方法） ５－９－２　開示府令第二号様式記載上の注意（23－２）に規定する「第 19 条第２項第１号ヲ⑵又は⑶に掲げる方法に準じて行う場合」とは、次に掲げる場合をいう。
① 新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）を当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行者又はその関係会社の役員等（開示府令第 19 条第２項第１号ヲ⑵に規定する役員等をいう。②において同じ。）であった者に割り当てる方法	① 新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）を当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行者又はその関係会社の役員、会計参与又は使用人であった者に割り当てる方法
② 提出会社又は関係会社が、これらの会社の役員等であった者から在職中に役務の提供を受けた場合において、当該役務の提供の対価として当該役員等であった者に生ずる債権の給付と引換えに当該役員等であった者に交付される自社株等（当該提出会社が発行者である株式又は新株予約権（①に規定する新株予約権を除く。）をいう。以下②において同じ。）を当該役員等であった者に割り当てる方法又は当該関係	② 提出会社又は関係会社が、これらの会社の役員、会計参与又は使用人（以下②において「役員等」という。）であった者から在職中に役務の提供を受けた場合において、当該役務の提供の対価として当該役員等であった者に生ずる債権の給付と引換えに当該役員等であった者に交付される自社株等（当該提出会社が発行者である株式又は新株予約権（①に規定する新株予約権を除く。）をいう。以下②において同

会社の役員等であった者に給付されることに伴って当該債権が消滅する自社株等を当該関係会社の役員等であった者に割り当てる方法	じ。）を当該役員等であった者に割り当てる方法又は当該関係会社の役員等であった者に給付されることに伴って当該債権が消滅する自社株等を当該関係会社の役員等であった者に割り当てる方法
［削る。］	5－16　開示府令第二号様式記載上の注意(45) c に規定する「議決権制限株式（自己株式等）」及び同 e に規定する「完全議決権株式（自己株式等）」の記載に当たっては、株主名簿上の名義により形式的に自己株式等に該当するか否かを判断するのではなく、所有状況の実態に即して実質的に判断することに留意する。
［削る。］	5－16－2　有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の将来に関する事項（以下「将来情報」という。）又は「第2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」におけるスコープ3定量情報（開示府令第二号様式記載上の注意(30) d に規定するスコープ3定量情報をいう。以下5－16―2において同じ。）であって、有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該将来情報と実際に生じた結果が異なるとき又は当該スコープ3定量情報が事後的に誤りであることが判明し、若しくは見積りの方法により算出した数値についての確定値が判明したときにおいても、虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5－16－2及び5－16－3において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、開示府令第二号様式記載上の注意(1) k (a)から(d)までに掲げる事項を記載することが考えられる。 なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報又はスコープ3定量情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。
5－16　開示府令第二号様式中「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、同様式記載上の注意(30) a から c まで又は(54) i に規定する事項を有価証券届出書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。 また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の重要な事項について虚偽の記載があることになり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載の責任を負うものではないことに留意する。	5－16－3　開示府令第二号様式中「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は同様式中「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、同様式記載上の注意(30) a から c まで又は(54) i に規定する事項を有価証券届出書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。 また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する。
5－16－2　開示府令第二号様式記載上の注意(30) c に規定する「記載することとされた事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合」には、例えば、同様式記載上の注意(30) c (c)に規定する「当該指標を用いた目標及び実績」として、同様式記載上の注意（58－3）に規定する管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異を同様式第二部第4の5の(2)「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意する。	5－16－4　開示府令第二号様式記載上の注意(30) c に規定する「記載することとされた事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合」には、例えば、同様式記載上の注意(30) c (c)に規定する「当該指標を用いた目標及び実績」として、同様式記載上の注意（58－3）に規定する管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を同様式第二部第4の5の(2)「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意する。
5－17－3　開示府令第 19 条第2項第 12 号の2及び第 12 号の3並びに第二号様式記載上の注意(33) f 及び g に規定する「重要性の乏しいもの」とは、当該契約における合意が、提出会社等のガバナンス若しくは支配権又は市場等に与える影響の程度や当該契約が通常の事業過程において締結されたものであるか否か等を	［加える。］

考慮して判断することとし、例えば、次のような場合をいう。 ① 提出会社の株主と当該会社との間の合意について、当該合意の相手方以外の株主が少数特定であり、かつ、その全ての株主が当該合意の内容を把握しているなどの少数株主を保護する必要性が乏しい場合 ② 提出会社の株主と当該会社との間の合意について、当該合意の相手方が株主としての立場に基づかない場合 ③ 提出会社の株主と当該会社との間の合意が、当該会社のガバナンスとは無関係なものである場合（例えば、提出会社の株主と当該会社との間でライセンス契約が締結された場合に、当該契約中に、当該会社の一定の行為について当該株主の合意を必要とする条項が含まれている場合等） ④ 開示府令第19条第２項第12号の３に規定する合意又は開示府令第二様式記載上の注意(33) g(a)から(d)までに掲げる合意が、法第166条第１項に規定する業務等に関する重要事実又は法第167条第１項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（以下④において「未公表の重要事実」という。）に関連して締結されたものであって、これらの合意が、未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効なものである場合	
５－17－４　特定の資産の全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産以外の資産及び当該収益以外の収益に遡及しない旨の合意がある金銭消費貸借契約については、当該金銭消費貸借契約の元本額が開示府令第19条第２項第12号の４及び第20号に規定する基準を上回るものであっても、当該資産又は収益の評価額等に照らして想定される損失の額が当該基準を下回ることが明らかである場合には、これらの規定による臨時報告書の提出は要しないものとする。 なお、開示府令第二号様式記載上の注意(33) ｈの記載についても同様とする。	５－17－３　特定の資産の全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産以外の資産及び当該収益以外の収益に遡及しない旨の合意がある金銭消費貸借契約については、当該金銭消費貸借契約の元本額が開示府令第19条第２項第12号の４及び第20号に規定する基準を上回るものであっても、当該資産又は収益の評価額等に照らして想定される損失の額が当該基準を下回ることが明らかである場合には、前各号の臨時報告書の提出は要しないものとする。 なお、第二号様式記載上の注意(33) ｈの記載についても同様とする。
５－17－５　開示府令第19条第２項第12号の４イ(4)及びロ(3)並びに第20号イ(5)及びロ(4)に規定する「財務上の特約の内容」並びに開示府令第二号様式記載上の注意(33) ｈ(a)ｖ及びb)ivに規定する「これらの特約の内容」を記載するに当たっては、投資者の投資判断に対する重要性に応じ、投資者の理解を損なわない程度に要約して記載することも可能であることに留意する。	５－17－４　開示府令第19条第２項第12号の４イ(4)及びロ(3)並びに第20号イ(5)及びロ(4)に規定する「財務上の特約の内容」並びに第二号様式記載上の注意(33) ｈ(a)ｖ及びb)ivに規定する「これらの特約の内容」を記載するに当たっては、投資者の投資判断に対する重要性に応じ、投資者の理解を損なわない程度に要約して記載することも可能であることに留意する。
５－17－６　［略］	５－17－５　［同左］
［削る。］	５－17－６　開示府令第19条第２項第12号の２及び第12号の３並びに第二号様式記載上の注意(33) ｆ及びｇに規定する「重要性の乏しいもの」とは、当該契約における合意が、提出会社等のガバナンス若しくは支配権又は市場等に与える影響の程度や当該契約が通常の事業過程において締結されたものであるか否か等を考慮して判断することとし、例えば、次のような場合をいう。 ① 提出会社の株主と当該会社との間の合意について、当該合意の相手方以外の株主が少数特定であり、かつ、その全ての株主が当該合意の内容を把握しているなどの少数株主を保護する必要性が乏しい場合 ② 提出会社の株主と当該会社との間の合意について、当該合意の相手方が株主としての立場に基づかない場合 ③ 提出会社の株主と当該会社との間の合意が、当該会社のガバナンスとは無関係なものである場合（例えば、提出会社の株主と当該会社との間でライセンス契約が締結された場合に、当該契約中に、当該会社の一定の行為について当該株主の合意を必要とする条項が含まれている場合等） ④ 開示府令第19条第２項第12号の３に規定する合意又は開示府令第二様式記載上の注意(33) g(a)から(d)までに掲げる合意が、法第166条第１項に規定する業務等に関する重要事実又は法第167条第１項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（以下「未公表の重要事

	実」という。）に関連して締結されたものであって、これらの合意が、未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効なものである場合
５－18－２　開示府令第二号様式記載上の注意(36) b及びcに規定する「主要な設備（賃借しているものを含む。）」及び「賃借している設備」には、使用権資産を含むことに留意する。	５－19　開示府令第二号様式記載上の注意(36) b及びcに規定する「主要な設備（賃借しているものを含む。）」及び「賃借している設備」には、リース資産又は使用権資産を含むことに留意する。
５－19　開示府令第二号様式記載上の注意(45) cに規定する「議決権制限株式（自己株式等）」及び同様式記載上の注意(45) eに規定する「完全議決権株式（自己株式等）」の記載に当たっては、株主名簿上の名義により形式的に自己株式等に該当するか否かを判断するのではなく、所有状況の実態に即して実質的に判断することに留意する。	［加える。］
５－21－４　５－21－２及び５－21－３は、開示府令第二号の四様式及び第七号様式により作成される有価証券届出書に関する取扱いについて準用する。	５－21－４　５－21－２の規定及び５－21－３の規定は、第二号の四様式及び第七号様式により作成される有価証券届出書に関する取扱いについて準用する。
（連結会計年度における四半期情報等の記載） ５－21－６　開示府令第二号様式記載上の注意(66) cの規定による最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る同様式記載上の注意(66) c(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66) c(a)及びe)から(g)までに掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74) dの規定による最近事業年度における中間会計期間に係る同様式記載上の注意(66) c(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(66) c(a)及びe)から(g)までに掲げる項目の金額の記載において、これらの記載に併せて、次に掲げる項目の金額を記載することができる。この場合には、これらの項目の金額について、第１四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から当該連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下「第１四半期連結会計期間」という。）の末日までの期間をいう。以下５－21－６において同じ。）、中間連結会計期間、第３四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から第２四半期連結会計期間（第１四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間をいう。）の翌四半期連結会計期間（以下「第３四半期連結会計期間」という。）の末日までの期間をいう。以下５－21－６において同じ。）、最近連結会計年度又は第１四半期累計期間（事業年度の開始の日から最初の四半期会計期間（事業年度が３月を超える場合に、当該事業年度の期間を３月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下５－21－６において同じ。）の末日までの期間をいう。以下５－21－６において同じ。）、中間会計期間、第３四半期累計期間（事業年度の開始の日から第２四半期会計期間（事業年度の開始の日から当該事業年度の最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。）の翌四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下５－21－６において同じ。）、最近事業年度の順に記載し、提出会社が、法第 24 条第１項第１号に掲げる有価証券を発行する者である場合であって、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しているときは、当該四半期に係る財務情報に対するレビューの有無を記載すること。 ［①・②　略］	（連結会計年度における四半期情報等の記載） ５－21－６　開示府令第二号様式記載上の注意(66) cの規定による最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及びe)から(g)までに掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74) dの規定による最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及びe)から(g)までに掲げる項目の金額の記載において、これらの記載に併せて、次に掲げる項目の金額を記載することができる。この場合には、これらの項目の金額について、第１四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から当該連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下「第１四半期連結会計期間」という。）の末日までの期間をいう。以下５－21－６において同じ。）、中間連結会計期間、第３四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から第２四半期連結会計期間（第１四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間をいう。）の翌四半期連結会計期間（以下「第３四半期連結会計期間」という。）の末日までの期間をいう。以下５－21－６において同じ。）、最近連結会計年度又は第１四半期累計期間（事業年度の開始の日から最初の四半期会計期間（事業年度が３月を超える場合に、当該事業年度の期間を３月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下５－21－６において同じ。）の末日までの期間をいう。以下５－21－６において同じ。）、中間会計期間、第３四半期累計期間（事業年度の開始の日から第２四半期会計期間（事業年度の開始の日から当該事業年度の最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。）の翌四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下５－21－６において同じ。）、最近事業年度の順に記載し、提出会社が、法第 24 条第１項第１号に掲げる有価証券を発行する者である場合であって、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しているときは、当該四半期に係る財務情報に対するレビューの有無を記載すること。 ［①・②　同左］
（公衆縦覧書類の記載） ５－22－２　開示府令第二号様式記載上の注意(77) aに規定する「法第 25 条第１項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること」の記載に当たっては、当該書類が届出書提出日現在において、法第 25 条第１項各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める公衆縦覧期間を経過していないものに限られることに留意する（開示府令第二号の四様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第二号の七様式、第七号様式及び第七号の四様式に関する取扱いについて準用する。）。	（公衆縦覧書類の記載） ５－22－２　開示府令第二号様式記載上の注意(77) aに規定する「法第 25 条第１項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること」の記載に当たっては、当該書類が届出書提出日現在において、法第 25 条第１項各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に掲げる書類の公衆縦覧期間を経過していないものに限られることに留意する（第二号の四様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第二号の七様式、第七号様式及び第七号の四様式に関する取扱いについて準用する。）。

［削る。］	（追完情報） ５－25　開示府令第二号の二様式記載上の注意(2)ｇに規定する「当該自己株式の取得状況等」を法第 24 条の６第１項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載するに当たっては、以下の事項に留意するものとする。 ①　開示府令第十七号様式記載上の注意１(3)に規定する「報告月」は、決議株主総会の終結した日から有価証券届出書の提出日の最近日までの期間とする。 ②　同様式中「報告月末現在の累積取得自己株式」欄は省略するものとする。 ③　同様式中「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月における取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「株主総会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載するものとする。 ただし、自己株券買付状況報告書の提出後、当該有価証券届出書の提出日までの間に、株主総会決議による自己株式の取得がされておらず、かつ、取得自己株式の処理状況に変化がない場合には、その旨及び直近に提出した自己株券買付状況報告書の内容を記載することができる。
（追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載） ５－25　開示府令第二号の二様式記載上の注意(2)ｃ又は第二号の三様式記載上の注意(2)ｃに規定する「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合におけるその旨及びその内容の記載に当たっては、有価証券報告書（半期報告書を含む。）に記載された事項についても再掲することができる。ただし、その場合は注記においてその旨の記載を要する。	（追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載） ５－25－２　開示府令第二号の二様式記載上の注意(2)ｃ又は開示府令第二号の三様式記載上の注意(2)ｃに規定する「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合におけるその旨及びその内容の記載に当たっては、有価証券報告書（半期報告書を含む。）に記載された事項についても再掲することができる。ただし、その場合は注記においてその旨の記載を要する。
（追完情報） ５－25－２　開示府令第二号の二様式記載上の注意(2)ｇに規定する「当該自己株式の取得状況等」を法第 24 条の６第１項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載するに当たっては、以下の事項に留意するものとする。 ①　開示府令第十七号様式記載上の注意１(3)に規定する「報告月」は、決議株主総会の終結した日から有価証券届出書の提出日の最近日までの期間とする。 ②　開示府令第十七号様式中「報告月末現在の累積取得自己株式」欄は省略するものとする。 ③　開示府令第十七号様式中「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月における取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「株主総会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載するものとする。 ただし、自己株券買付状況報告書の提出後、当該有価証券届出書の提出日までの間に、株主総会決議による自己株式の取得がされておらず、かつ、取得自己株式の処理状況に変化がない場合には、その旨及び直近に提出した自己株券買付状況報告書の内容を記載することができる。	［加える。］
５－31　開示府令第 10 条第１項第３号へに規定する「主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面」とは、例えば、開示府令第二号様式記載上の注意(25)により記載することとされている事項が示されている書面をいう。	５－31　開示府令第 10 条第１項第３号へに規定する「主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した」とは、例えば、同令第二号様式記載上の注意(25)に規定されている事項が示されている場合をいう。
５－33　開示府令第二号の四様式中「保有期間等に関する確約」欄の記載に当たっては、株券等の預託金融商品取引業者（株券等を預託しない場合にはその旨）、保有期間等について記載するものとする。	［加える。］
５－34～５－37　［略］	５－33～５－36　［同左］

５－38　開示府令第二号の四様式記載上の注意⑯ｂ(a)若しくは(b)又は(21) ｂ(a)若しくは(b)に規定する「経営成績の概要」が有価証券届出書提出時点において記載できない場合は、遅くとも発行価格等に係る仮条件を投資者に提示すると同時に訂正する必要があることに留意し、その場合、あらかじめその旨を当初提出する有価証券届出書に注記するものとする。	［加える。］
５－39　開示府令第二号の四様式記載上の注意(23)、(24) ａ及び(25) ａ(a)に規定する「最近事業年度の末日の２年前の日」とは最近事業年度の末日の２年前の応当日の翌日を、同様式記載上の注意(25) ｃ(a)及びb)に規定する「最近事業年度の末日の１年前の日」とは最近事業年度の末日の１年前の応当日の翌日をいうものとする。	［加える。］
５－40　［略］	５－37　［同左］
［削る。］	５－38　開示府令第二号の四様式記載上の注意(23)、(24) ａ及び(25) ａ(a)に規定する「最近事業年度の末日の２年前の日」とは最近事業年度の末日の２年前の応当日の翌日を、同様式記載上の注意(25) ｃ(a)及びb)に規定する「最近事業年度の末日の１年前の日」とは最近事業年度の末日の１年前の応当日の翌日をいうものとする。
５－41・５－42　［略］	５－39・５－40　［同左］
［削る。］	５－41　開示府令第二号の四様式中「保有期間等に関する確約」欄の記載に当たっては、株券等の預託金融商品取引業者（株券等を預託しない場合にはその旨）、保有期間等について記載するものとする。
５－43　［略］	５－42　［同左］
［削る。］	（経営成績の概要等の記載） ５－43　開示府令第二号の四様式記載上の注意⑯ｂ(a)若しくは(b)又は(21) ｂ(a)若しくは(b)に規定する「経営成績の概要」が有価証券届出書提出時点において記載できない場合は、遅くとも発行価格等に係る仮条件を投資者に提示すると同時に訂正する必要があることに留意し、その場合、あらかじめその旨を当初提出する有価証券届出書に注記するものとする。
（訂正届出書の事後的提出） ７－13　法第４条第１項、第２項又は第３項の規定による届出の効力が生じた後（有価証券を取得させ又は売り付けた後を含む。）においても、例えば、連結財務諸表等の記載内容が大幅に変更される場合等、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けていること（10－１③において「虚偽記載等」という。）が判明した場合は、法第７条第１項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。	（訂正届出書の事後的提出） ７－13　法第４条第１項、第２項又は第３項の規定による届出の効力が生じた後（有価証券を取得させ又は売り付けた後を含む。）においても、例えば、連結財務諸表等の記載内容が大幅に変更される場合等、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている場合は、法第７条第１項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。
（有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における届出の効力発生日の取扱い） ８－２　法第４条第１項から第３項までの規定による届出に関し、有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における当該届出の効力発生日については、次によることとする。 ［①～③　略］ ④　①及び②にかかわらず、第三者割当に係る有価証券届出書が、Ｃ個別ガイドラインⅡ「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドラインの審査対象に該当する場合は、原則として、法第８条	（有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における届出の効力発生日の取扱い） ８－２　［同左］ ［①～③　同左］ ④　①及び②に関わらず、第三者割当にかかる有価証券届出書が、Ｃ個別ガイドラインⅡ「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドラインの審査対象に該当する場合は、原則として、法第８条

第３項の規定は適用しないものとする。
［⑤・⑥　略］

（特に周知性の高い者による届出の効力発生日の取扱い）
８－３　法第４条第１項の規定による届出に関し、次に掲げる全ての要件を満たす場合における当該届出の効力発生日については、法第８条第３項の規定により、直ちにその届出の効力を生じさせることができるものとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りではない。
⑴　有価証券届出書の届出者が次に掲げる全ての要件を満たすこと。
［①・②　略］
③　上場日等（開示府令第９条の４第５項第１号イに規定する上場日等をいう。）が当該有価証券届出書提出日の３年６月前の日以前の日であり、かつ、当該届出者の発行済株券について、算定基準日（同号イに規定する算定基準日をいう。）以前３年間の売買金額（同号イに規定する売買金額をいう。）の合計を３で除して得た額が 1,000 億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（同号イに規定する三年平均時価総額をいう。）が 1,000 億円以上であること。
［⑵・⑶　略］

10－１　法第 10 条の規定による処分等を行う場合は、以下のとおり取扱う。
①　法第 10 条第１項（他の規定において準用する場合を含む。以下①及び②並びに 10－２において同じ。）の規定による重要な事項について虚偽の記載があること又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることとは、一般投資者の投資判断や市場における有価証券の価格形成に重要な影響を与えるような虚偽の記載があること又は記載が欠けていることをいい、虚偽の記載があり、又は記載が欠けている記載事項の質的重要性（一般投資者の投資判断や市場における有価証券の価格形成にとっての有用性の程度）や虚偽の記載があり、又は記載が欠けていることについての量的重要性（真実の内容と虚偽の記載があり、又は記載が欠けている内容との乖離の程度）に照らして総合的に判断することとし、単に有価証券届出書に記載すべき事項につき虚偽の記載があること又は記載が欠けていることのみをもって、同項の規定による命令の対象となるものではないことに留意する。
②　法第 10 条第１項の適用に当たっては、①の考え方を十分にしん酌し、一般投資者の投資判断や有価証券の価格形成への影響度を個別に検討し判断するものとする。
例えば、提出者の連結財務諸表等の貸借対照表の資産・負債の総額、純資産合計や損益計算書の当期純利益等が一定以上変動する場合のほか、提出者の事業実施等に不可欠な資産計上の誤りや提出者の株主の状況又は発行有価証券の流動性の誤り等については、同項の適用の対象となり得ると考えられるが、機械的・画一的な対応とならないよう留意する。

③　有価証券届出書に虚偽記載等がある可能性が判明した場合は、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 26 条の規定に基づく報告を求めることを通じて、事実関係の把握に努めることとする。
なお、連結財務諸表等に係る虚偽記載等がある可能性が判明した場合は、当連結財務諸表等に監査証明を行った公認会計士又は監査法人（24－13 及び 25－２において「監査法人等」という。）に対しても、深度あるヒアリング、若しくは必要に応じて、法第 26 条又は第 26 条の３第６項の規定に基づく報告を求めることとする。
その結果、虚偽記載等があることが判明した場合は、速やかに自発的な訂正届出書を提出することを求めることとし、適正な訂正届出書の提出がなされないと認められた場合、公益又は投資者保護上必要と考えられる場合等には、速やかに法第 10 条第１項に基づく訂正届出書の提出命令の手続に入ることとす

第３項の規定は適用しないものとする。
［⑤・⑥　同左］

（特に周知性の高い者による届出の効力発生日の取扱い）
８－３　［同左］

⑴　［同左］
［①・②　同左］
③　上場日等（開示府令第９条の４第５項第１号イに規定する上場日等をいう。）が当該有価証券届出書提出日の３年６月前の日以前の日であり、かつ、当該届出者の発行済株券について、算定基準日（同号イに規定する算定基準日をいう。）以前３年間の売買金額（同号イに規定する売買金額をいう。）の合計を３で除して得た額が 1,000 億円以上であり、かつ、３年平均時価総額（同号イに規定する３年平均時価総額をいう。）が 1,000 億円以上であること。
［⑵・⑶　同左］

10－１　［同左］
［加える。］

①　法第 10 条第１項の適用に当たっては、投資者の投資判断に影響を与えると考えられる事項について、影響度を個別に検討し判断するものとする。
投資者の投資判断に影響を与えると考えられる事項については、例えば、提出者の連結財務諸表等の貸借対照表の資産・負債の総額、純資産合計や損益計算書の当期純利益等が一定以上変動する場合のほか、提出者の事業実施等に不可欠な資産計上の誤りや提出者の株主の状況又は発行有価証券の流動性の誤り等についても対象となり得るので、機械的・画一的な検討を行わないよう留意する。
なお、重要な事項の判断については、単に記載上の注意等により定められている記載事項の有無により判断することのないよう留意する。
②　有価証券届出書に重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること（以下 10－１において「虚偽記載等」という。）がある可能性が判明した場合は、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 26 条の規定に基づく報告を求めることを通じて、事実関係の把握に努めることとする。
なお、連結財務諸表等に係る虚偽記載等がある可能性が判明した場合は、当連結財務諸表等に監査証明を行った公認会計士又は監査法人（24－13 及び 25－２において「監査法人等」という。）に対しても、深度あるヒアリング、若しくは必要に応じて、法第 26 条又は第 193 条の２第６項の規定に基づく報告を求めることとする。
その結果、虚偽記載等があることが判明した場合は、速やかに自発的な訂正届出書を提出することを求

る。	めることとし、適正な訂正届出書の提出がなされないと認められた場合、公益又は投資者保護上必要と考えられる場合等には、速やかに法第 10 条第１項に基づく訂正届出書の提出命令の手続に入ることとする。
④・⑤　［略］	③・④　［同左］
10－２　将来情報等（開示府令第 14 条の２の２第１項に規定する「将来情報等」をいう。17－１において同じ。）について、同条第２項各号に該当する場合には、同条第３項各号に該当することとなったときにおいても、法第 10 条第１項の規定による虚偽の記載に該当するものではないと考えられることに留意する。法第 172 条の２及び第 172 条の４の規定による課徴金納付命令その他の処分に関する規定における虚偽の記載についても同様とする。	［加える。］
法第 17 条（虚偽記載のある目論見書等を使用した者の賠償責任）等関係	［加える。］
17－１　開示府令第 14 条の２の２第２項第１号イ及びロに掲げる事項の記載については、投資者が将来情報等の合理性を判断できるよう、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている必要があることに留意する。	
17－２　開示府令第 14 条の２の２第４項の規定による財務計算に関する書類として記載された情報の一部を抜粋し、又は要約して記載された情報とは、例えば、「主要な経営指標等の推移」の項目に記載した数値のうち財務計算に関する書類に記載した数値と同一のもの、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目に記載した財務計算に関する書類の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定等が該当するものと考えられる。	
（有価証券届出書等に関する取扱いの準用） 23 の３－２　５－３から５－11、５－14、５－22－２、５－23、５－23－２、５－25、５－26 から５－32 まで及び５－44 は、発行登録書に関する取扱いについて準用する。	（有価証券届出書等に関する取扱いの準用） 23 の３－２　５－３から５－11、５－14、５－22－２、５－23、５－23－２、５－25－２、５－26 から５－32 まで及び５－44 は、発行登録書に関する取扱いについて準用する。
23 の５－２　23 の５－１にかかわらず、短期社債等（法第 23 条の８第２項の規定の適用を受ける有価証券をいう。23 の５－４において同じ。）及びコマーシャル・ペーパーに係る発行登録については、法第 23 条の５第１項において準用する法第８条第３項の規定を適用して、直ちに、その効力を生ずる旨を通知することができる。	23 の５－２　23 の５－１に係わらず、短期社債等（法第 23 条の８第２項の規定の適用を受ける有価証券をいう。23 の５－４において同じ。）及びコマーシャル・ペーパーに係る発行登録については、法第 23 条の５第１項において準用する法第８条第３項の規定を適用して、直ちに、その効力を生ずる旨を通知することができる。
23 の５－４　23 の５－３にかかわらず、短期社債等及びコマーシャル・ペーパーに係る発行登録については、法第 23 条の５第２項の規定を適用しないことができる。	23 の５－４　23 の５－３に係わらず、短期社債等及びコマーシャル・ペーパーに係る発行登録については、法第 23 条の５第２項の規定を適用しないことができる。
（有価証券届出書等に関する取扱いの準用） 23 の８－２　４－13 は発行登録追補書類及び発行登録通知書に関する取扱いについて、４－14 から４－20 まで、５－３から５－７－５、５－８－３、５－９から５－11、５－14、５－22－２、５－23、５－23－２、５－25、５－31、５－32 及び７－２は発行登録追補書類に関する取扱いについて、それぞれ準用する。	（有価証券届出書等に関する取扱いの準用） 23 の８－２　４－13 から４－20 まで、５－３から５－７－５、５－８－３、５－９から５－11、５－14、５－22－２、５－23、５－23－２、５－25－２、５－31、５－32 及び７－２は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

（有価証券の所有者の数の算定方法）

24－6　法第 24 条第１項第４号の規定による有価証券の所有者の数の算定に当たっては、例えば、当該有価証券の発行者が普通株と優先株を発行している場合には、それぞれの株券の所有者数（当該株券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券（当該株券と開示府令第 16 条の３第１号イに規定する権利内容が同一であるものに限る。）及び当該株券に係る権利を表示する預託証券を発行している場合は、これらの有価証券の所有者の数を合算した数）を合算せずに同項第４号を適用することに留意する。

また、当該有価証券の所有者の数の算定は、株主名簿に記載された者の数によることとなるので、株主名簿に「持株会」の名義で登録されている場合には、持株会を一人株主として取り扱うことに留意する。

（有価証券報告書提出免除の承認申請書）

24－7　令第４条第１項の承認申請書には、会社名、所在地、代表者の氏名及び理由（同条第２項各号のいずれに該当するかにつき具体的に記載する。）を記載しなければならない。なお、代表者の氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。24 の５－35②において同じ。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　５－３、５－６、５－７－３、５－10、５－12 から５－14 まで、５－16 から５－23－２まで、５－37 及び５－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。さらに、５－33、５－37 及び５－39 から５－43 までは、開示府令第四号様式による有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。

（有価証券報告書提出義務免除）

24－12　法第 24 条第１項ただし書の規定により、同項第３号に掲げる有価証券（令第３条の５第１項各号及び第４条の 10 第１項各号に掲げる有価証券に限る。）の発行者の当該事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前４年以内に開始した事業年度全ての末日における当該有価証券の所有者の数が 300 名未満であって有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けた場合は、当該事業年度の開始の日後に開始する事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が 300 名以上となっても、その後新たに当該有価証券が法第 24 条第１項各号に掲げる有価証券に該当していなければ有価証券報告書の提出を要しないことに留意する。

（有価証券報告書等の提出期限の承認の取扱い）

24－13　法第 24 条第１項各号に掲げる有価証券の発行者から、同項本文に規定する承認（以下 24－13 及び 24－14 において「延長承認」という。）の申請があった場合には、以下の点に留意して、適切な判断を行うものとする。

⑴　やむを得ない理由

法第 24 条第１項各号に掲げる有価証券の発行者から、延長承認の申請があった場合であって、おおむね次の場合に該当するときは、「やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合」に該当することに留意する。

［①～④　略］

⑤　特定非財務情報監査証明業者による監査証明の手続により当該発行者の特定非財務情報に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正による重要な虚偽の表示の疑義が識別されるなど、当該特定非財務情報監査証明業者による追加的な監査証明の手続が必要なため、提出期限までに特定非財務情報監査証明報告書を受領できない場合であって、発行者がその旨を公表している場合

⑥　［略］

（「所有者の数が著しく少数」の取扱い）

24－6　法第 24 条第１項第４号に規定する所有者の数の算定に当たっては、当該株券の発行者が、例えば、普通株と優先株を発行している場合には、それぞれの株券の所有者数（当該株券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券（当該株券と開示府令第 16 条の３第１号イに規定する権利内容が同一であるものに限る。）及び当該株券に係る権利を表示する預託証券を発行している場合は、これらの有価証券の所有者の数を合算した数）を合算せずに同号を適用することに留意する。

また、所有者の数の算定は、株主名簿に記載された者の数によることとなるので、株主名簿に「持株会」の名義で登録されている場合には、持株会を一人株主として取り扱うことに留意する。

（有価証券報告書提出免除の承認申請書）

24－7　令第４条第１項の承認申請書には、会社名、所在地、代表者の氏名及び理由（同条第２項各号のいずれに該当するかにつき具体的に記載する。）を記載しなければならない。なお、代表者の氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。24 の５－16②において同じ。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　５－２－２、５－３、５－６、５－７－３、５－10、５－12 から５－14 まで、５－16 から５－23－２まで、５－36 及び５－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。さらに、５－36 から５－42 までは、開示府令第四号様式による有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。

（有価証券報告書提出義務免除）

24－12　法第 24 条第１項ただし書の規定により、同項第３号に掲げる有価証券（株券又は優先出資証券に限る。）の発行者である会社の当該事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前４年以内に開始した事業年度全ての末日における当該有価証券の所有者の数が 300 名未満であって有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けた場合は、当該事業年度の開始の日後に開始する事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が 300 名以上となっても、その後新たに当該有価証券が法第 24 条第１項各号に掲げる有価証券に該当していなければ有価証券報告書の提出を要しないことに留意する。

（有価証券報告書等の提出期限の承認の取扱い）

24－13　法第 24 条第１項各号に掲げる有価証券の発行者から、同項本文に規定する承認（以下 24－13 において「延長承認」という。）の申請があった場合には、以下の点に留意して、適切な判断を行うものとする。

⑴　［同左］

［同左］

［①～④　同左］

［加える。］

⑤　［同左］

⑵　延長承認を必要とする理由を証する書面等 開示府令第 15 条の２第２項第２号及び第 15 条の２の２第３項第５号並びに第 17 条の４第３項第５号に規定する「理由を証する書面」は、例えば報道、適時開示等、延長承認を必要とする理由が発生したことが客観的に明らかとなるもので、提出期限の延長の必要性を判断するために必要な事項を明瞭に記載した書面であることを要する点に留意する。 なお、延長承認の申請理由が⑴③から⑤までのいずれかに該当する場合には、上記の理由を証する書面並びに発行者の代表者による当該申請を行うことについての認識及び有価証券報告書を早期に提出するために実施する方策について記載した書面に加え、次に掲げる書面も確認するものとする。 ① 延長承認の申請理由が⑴③又は④に該当する場合、発行者が申請する新たな提出期限の妥当性に係る監査法人等の見解（⑴③の重要な事項についての虚偽の記載又は⑴④の重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬若しくは不正による重要な虚偽の表示の疑義（以下①において「財務諸表等に係る虚偽記載」という。）などの原因となった事実に関して監査法人等が実施した監査手続、財務諸表等に係る虚偽記載などの発覚後に実施予定の追加的な監査手続の内容及び財務諸表等に係る虚偽記載などの発覚の前後における発行者の財務報告に係る内部統制に対する認識を含む。）を記載した書面 ② 延長承認の申請理由が⑴⑤に該当する場合、発行者が申請する新たな提出期限の妥当性に係る特定非財務情報監査証明業者の見解（⑴⑤の重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬若しくは不正による重要な虚偽の表示の疑義（以下②において「特定非財務情報に係る虚偽記載」という。）などの原因となった事実に関して特定非財務情報監査証明業者が実施した監査証明の手続、特定非財務情報に係る虚偽記載などの発覚後に実施予定の追加的な監査証明の手続の内容を含む。）を記載した書面	⑵　［同左］ 開示府令第 15 条の２第２項第２号及び第 15 条の２の２第３項第５号並びに第 17 条の４第３項第５号に規定する「理由を証する書面」は、例えば報道、適時開示等、延長承認を必要とする理由が発生したことが客観的に明らかとなるもので、提出期限の延長の必要性を判断するために必要な事項を明瞭に記載した書面であることを要する点に留意する。 なお、延長承認の申請理由が⑴③又は④に該当する場合には、上記の理由を証する書面に加え、発行者が申請する新たな提出期限の妥当性に係る監査法人等の見解（⑴③の重要な事項についての虚偽の記載又は⑴④の重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬若しくは不正による重要な虚偽の表示の疑義（以下⑵及び⑸において「虚偽記載」という。）などの原因となった事実に関して監査法人等が実施した監査手続、虚偽記載などの発覚後に実施予定の追加的な監査手続の内容及び虚偽記載などの発覚の前後における発行者の財務報告に係る内部統制に対する認識を含む。）を記載した書面並びに発行者の代表者による当該申請を行うことについての認識及び有価証券報告書を早期に提出するために実施する方策について記載した書面も確認するものとする。 ［加える。］ ［加える。］
⑶　新たに承認する提出期限 新たに承認する提出期限の設定に当たっては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会及び発行者の監査法人等とも連携し、個々の事案における延長承認を必要とする理由の発生時期、復旧可能性、発行者の事業規模、事案の複雑性などを考慮した上で、公益又は投資者保護のため必要かつ適当な期限を定める必要がある。この場合において、企業情報が開示されないことによる不利益と、正確な企業情報が開示される利益とを比較考量の上、判断することに留意するものとする。 なお、延長承認の申請理由が⑴③から⑤までのいずれかに該当する場合であって、１月を超える提出期限の延長をする旨の承認を行おうとする場合には、企業情報が開示されないことによる投資者への悪影響に配慮し、発行者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則に基づく開示等において、当該発行者が財務諸表又は連結財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正についての確認を行っているか、過去に提出した有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽の記載を自認し、その解決及び是正に向けた真摯な取組を投資者に対して早期に表明しているか、発行者が特定非財務情報に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正についての確認を行っているかなど、当該発行者による情報開示の状況も考慮した上で、その期間の妥当性について判断するものとする。	⑶　［同左］ 新たに承認する提出期限の設定に当たっては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会及び発行者の監査法人等とも連携し、個々の事案における延長承認を必要とする理由の発生時期、復旧可能性、発行者の事業規模、事案の複雑性などを考慮した上で、公益又は投資者保護のため必要かつ適当な期限を定める必要がある。この場合において、企業情報が開示されないことによる不利益と、正確な企業情報が開示される利益とを比較考量の上、判断することに留意するものとする。 なお、延長承認の申請理由が⑴③又は④に該当する場合であって、提出期限を１月以上延長する旨の承認を行おうとする場合には、企業情報が開示されないことによる投資者への悪影響に配慮し、発行者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則に基づく開示等において、当該発行者が財務諸表又は連結財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正についての確認を行っているか、過去に提出した有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽の記載を自認し、その解決及び是正に向けた真摯な取組みを投資者に対して早期に表明しているかなど、当該発行者による情報開示の状況も考慮した上で、その期間の妥当性について判断するものとする。
⑷　提出期限の再延長について 既に延長承認を受けている発行者から、当該承認の対象となった有価証券報告書等と同一の有価証券報告書等について行われる再度の延長承認（⑸において「再延長承認」という。）の申請については、企業情報が長期間にわたり開示されないことにより投資者が被る不利益が増大することに配慮した上で、当該申請の原因となった事実が、既に受けている延長承認の申請の原因となった事実とは異なるものであり、	⑷　［同左］ 既に延長承認を受けている発行者から、当該承認の対象となった有価証券報告書等と同一の有価証券報告書等について行われる再度の延長承認（⑸において「再延長承認」という。）の申請については、企業情報が長期間にわたり開示されないことにより投資者が被る不利益が増大することに配慮した上で、当該申請の原因となった事実が、既に受けている延長承認の申請の原因となった事実とは異なるものであり、

かつ、おおむね(1)①から⑥までのいずれかに該当するときは、開示府令第 15 条の２第３項の規定によるやむを得ない理由により同条第１項の承認を受けた期間内に提出できないと認める場合に該当することに留意する。	かつ、おおむね(1)①から⑤までのいずれかに該当するときは、開示府令第 15 条の２第３項の規定によるやむを得ない理由により同項第１項の承認を受けた期間内に提出できないと認める場合に該当することに留意する。
⑸ 延長申請の慫慂について 財務局は金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等に基づく開示等により(1)①から⑥までのいずれかに該当するおそれのある情報を確認したときは、当該情報を開示した発行者に対して、速やかに延長承認（再延長承認を含む。以下⑸において同じ。）の申請の意向を確認することとする。 なお、延長承認の可否は、有価証券報告書等の法定の提出期限までに判断する必要があるため、発行者に対して、可能な限り早期に延長承認の申請の準備を行い、時間的余裕をもって当該申請を行うよう慫慂することとする。	⑸ ［同左］ 財務局は金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等に基づく開示等により虚偽記載などの情報を確認したときは、当該情報を開示した発行者に対して、速やかに延長承認（再延長承認を含む。以下⑸において同じ。）の申請の意向を確認することとする。 なお、延長承認の可否は、有価証券報告書等の法定の提出期限までに判断する必要があるため、発行者に対して、可能な限り早期に延長承認の申請の準備を行い、時間的余裕をもって当該申請を行うよう慫慂することとする。
（特定非財務情報に係る有価証券報告書の提出期限の承認に関する取扱い） 24－14　法第 26 条の５第１項に規定する特定提出者（同条第６項の規定により特定提出者とみなされる者を含む。24－14 において同じ。）から延長承認の申請があった場合、延長承認の対象の有価証券報告書が当該特定提出者が初めて監査証明を受ける事業年度又はその翌事業年度に係るものであるときは（当分の間は、これらの事業年度に係るものに限らない。）、以下の点に留意して、適切な判断を行うものとする。 ⑴ やむを得ない理由 特定提出者から延長承認の申請があった場合であって、新たに特定非財務情報監査証明業者による監査証明を受けて特定非財務情報の開示を行うに当たって、提出期限までに特定非財務情報の作成が完了せず、又は特定非財務情報監査証明報告書を受領することができないときは、「やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合」に該当することに留意する。 ⑵ 延長承認を必要とする理由を証する書面等 延長承認の申請理由が(1)に該当する場合には、開示府令第 15 条の２第２項第２号に規定する「理由を証する書面」は、特定提出者が特定非財務情報監査証明業者による監査証明を受ける旨について、特定非財務情報監査証明業者の見解を記載した書面とする。 ⑶ 新たに承認する提出期限 延長承認の申請理由が(1)に該当する場合には、新たに承認する提出期限は、企業情報が開示されないことによる不利益と、正確な特定非財務情報が開示される利益とを比較考量し、有価証券報告書の法定提出期限の翌日から起算して原則として１月以内とする。	［加える。］
（非上場会社が法第 24 条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する場合の取扱い） 24 の５－５－２　法第 24 条の５第１項の表の第３号の上欄に掲げる会社が同項ただし書の規定により同表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとする場合であって、当該半期報告書について、同表の第１号の下欄（当該会社が特定事業会社の場合にあっては、同表の第２号の下欄）に掲げる期間内に提出することができない場合には、同表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する必要があることに留意する。ただし、当該会社が、同表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書について、同項の規定による承認を受け、当該承認を受けた期間内に、当該半期報告書を提出した場合にはこの限りでない。	（非上場会社が法第 24 条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する場合の取扱い） 24 の５－５－２　法第 24 条の５第１項の表の第３号の上欄に掲げる会社が同項ただし書の規定により同表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとする場合であって、当該半期報告書について、同表の第１号の下欄（当該会社が特定事業会社の場合にあっては、同表の第２号の下欄）に掲げる期間内に提出することができない場合には、同表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する必要があることに留意する。ただし、当該会社が、同表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書について、法第 24 条の５第１項の規定による承認を受け、当該承認を受けた期間内に、当該半期報告書を提出した場合にはこの限りでない。
（有価証券届出書等に関する取扱いの準用） 24 の５－７　５－３、５－６、５－７－３、５－10、５－12－２、５－13、 ５－14、５－17 から５－19－３－２まで、５－20、５－21、５－22 ２、５－23、５－23－２、５－44 及び 24－13 は、半期報告書に関する	（有価証券届出書等に関する取扱いの準用） 24 の５－７　５－２－２、５－３、５－６、５－７－３、５－10、５－12－２、５－13、 ５－14、５－16、５－16－２、５－17 から５－19－３－２、５－20、５－21、５－22 ２、５－23、５－23－２、５－44 及び

取扱いについて準用する。	24－13は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。
（本邦以外の地域で募集又は売出しをする場合の臨時報告書の提出時期） 24の５－８　開示府令第19条第２項第１号に規定する有価証券の募集又は売出しを本邦以外の地域において、当該募集又は売出しにつき当該地域の行政庁等に届出等を要することとされているときは、当該届出等をしたときが同号に掲げる場合に該当することに留意する。	（本邦以外の地域で募集又は売出しをする場合の臨時報告書の提出時期） 24の５－８　開示府令第19条第２項第１号に規定する有価証券の募集又は売出しを本邦以外の地域において、当該募集又は売出しにつき当該地域の行政庁等に届出等を要することとされているときは、当該届出等をしたときが同号に規定する「募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合」に該当することに留意する。
（本邦以外の地域で上場承認前に株券の募集又は売出しをする場合の臨時報告書の提出時期） 24の５－８－２　開示府令第９条第９号に掲げる場合に同号に定める事項を記載しないで有価証券届出書を提出しようとするときであって、同号に規定する株券の募集又は売出しが本邦以外の地域において行われるときは、当該有価証券届出書を提出したときが開示府令第19条第２項第１号に掲げる場合に該当することに留意する。この場合、開示府令第９条第９号に定める事項は未定のままで臨時報告書を提出できることに留意する。	（本邦以外の地域で上場承認前に株券の募集又は売出しをする場合の臨時報告書の提出時期） 24の５－８－２　開示府令第９条第９号に掲げる場合に同号に定める事項を記載しないで有価証券届出書を提出しようとするときであって、同号に規定する株券の募集又は売出しが本邦以外の地域において行われるときは、当該有価証券届出書を提出したときが開示府令第19条第２項第１号に規定する「募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合」に該当することに留意する。この場合、開示府令第９条第９号に定める事項は未定のままで臨時報告書を提出できることに留意する。 ただし、開示府令第19条第２項第１号括弧書に規定する場合には、臨時報告書の提出を要しないことに留意する。
24の５－10　開示府令第19条第２項第１号ヲ(1)に規定する「一定の要件」とは、有価証券の募集又は売出しに際して引受人によるオーバーアロットメントが行われる場合で、引受人が実際に行うオーバーアロットメントの数量を上限としてグリーンシューオプションを行使できることとされている場合をいう。	24の５－10　24の５－９の規定は、開示府令第19条第２項第２号の規定により臨時報告書を提出した場合に準用する。
［削る。］	（新株予約権付社債券に係る臨時報告書の提出の要否の決定） 24の５－11　４－５の本文の規定は、開示府令第19条第２項第１号及び第２号の規定により新株予約権付社債券について臨時報告書を提出する場合に準用することに留意する。
（有価証券を募集によらないで発行する場合の臨時報告書の提出） 24の５－11　開示府令第19条第２項第２号に規定する「募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券（次号に規定する役員等向け勧誘に係るものを除く。）又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券」とは、取締役会又は株主総会の決議により行われるものであって実質的に資本の増加等を伴う有価証券の発行に係るものをいい、例えば、２－４－１②に掲げる場合に発行される株券がこれに該当する。	（有価証券を募集によらないで発行する場合の臨時報告書の提出） 24の５－12　開示府令第19条第２項第２号に規定する「募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券」とは、取締役会又は株主総会の決議により行われるものであって実質的に資本の増加等を伴う有価証券の発行に係るものをいい、例えば、２－４－１③に掲げる場合に発行される株券がこれに該当する。

（取得者と提出会社との間の関係） 24の５－12　開示府令第19条第２項第２号ニ(2)に規定する「出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係」とは、取得者と提出会社との間の出資関係及び取引関係のほか、例えば、役員の兼任等の人事関係、資金援助、債務保証等の資金関係等の関係をいう。	（取得者と提出会社との間の関係） 24の５－13　［同左］
（取得者と提出会社との間の株券の保有に関する取決め） 24の５－13　開示府令第19条第２項第２号ニ(3)に規定する「保有期間その他の当該株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決め」とは、取得者と提出会社との間の当該株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の保有期間に係る取決めのほか、例えば、当該株券に関し、譲渡、担保差入れ、株券の不発行等の当該株券の保有に関連する取決めがある場合の当該取決めをいう。	（取得者と提出会社との間の株券の保有に関する取決め） 24の５－14　［同左］
（新株予約権付社債券に係る臨時報告書の提出の要否の決定） 24の５－14　４－５本文は、開示府令第19条第２項第１号及び第２号の規定により新株予約権付社債券について臨時報告書を提出する場合について準用する。	［加える。］
（有価証券届出書等に関する取扱いの準用） 24の５－15　５－７－２及び５－７－４は、開示府令第19条第２項第１号及び第２号の規定により行使価額修正条項付新株予約権付社債券等につき臨時報告書を提出する場合について準用する。 　この場合において、同項第１号リ(1)（同項第２号イにおいて引用する場合を含む。）に規定する「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の記載は、同項第１号イ（同項第２号イにおいて引用する場合を含む。）に規定する「有価証券の種類及び銘柄」の記載の直後とし、５－７－２①から④までに掲げる事項については、その全部又は一部が当該臨時報告書の他の箇所に記載されている場合であっても記載を要することに留意する。	［加える。］
24の５－16　24の５－９は、開示府令第19条第２項第２号の規定により臨時報告書を提出した場合について準用する。	［加える。］
（勧誘の相手方と提出会社との間の株券の譲渡等に関する取決め） 24の５－17　［略］	（勧誘の相手方と提出会社との間の株券の譲渡等に関する取決め） 24の５－14－２　［同左］
（譲渡についての制限がされている株券の管理方法） 24の５－18　開示府令第19条第２項第２号の２イ(6)に規定する「当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法」の記載に当たっては、当該株券を管理する金融商品取引業者及び信託会社等（法第39条第１項第１号に規定する信託会社等をいう。）における具体的な管理の内容について記載することに留意する。	（譲渡についての制限がされている株券の管理方法） 24の５－14－３　開示府令第19条第２項第２号の２イ(6)に規定する「当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法」の記載に当たっては、当該株券等を管理する金融商品取引業者及び信託会社等（法第39条第１項第１号に規定する信託会社等をいう。）における具体的な管理の内容について記載することに留意する。
（臨時報告書に記載された発行数又は売出数を超えて株券を交付することが見込まれることとなった場合の訂正臨時報告書の取扱い） 24の５－19　開示府令第19条第２項第２号の２の規定により株券について臨時報告書を提出した場合において、当該臨時報告書に記載された発行数又は売出数を超えて当該株券を交付することが見込まれることとなったときは、その訂正報告書を提出しなければならないことに留意する。	（臨時報告書に記載された発行数又は売出数を超えて株券等を交付することが見込まれることとなった場合の訂正臨時報告書の取扱い） 24の５－14－４　開示府令第19条第２項第２号の２の規定により株券等について臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載された発行数又は売出数を超えて当該株券等を交付することが見込まれることとなった場合、その訂正報告書を提出しなければならないことに留意する。

（希釈化率が100分の１以上となることが見込まれることとなった場合の臨時報告書の提出時期）	（発行価額又は売出価額の総額が１億円以上となることが見込まれることとなった場合の臨時報告書の提出時期）
24の５－20　開示府令第19条第２項第２号の２の規定による割合が100分の１未満となることが見込まれていた場合において、同号に規定する発行済株式の総数の減少その他の理由により、事後的に当該割合が100分の１以上となることが見込まれることとなったときは、そのときから遅滞なく、臨時報告書を提出する必要があることに留意する。	24の５－14－５　令第２条の12第１号に規定する取得勧誘又は売付け勧誘等のうち当初見込まれた発行価額又は売出価額の総額が１億円未満であるものについて、発行数又は売出数の増加によって発行価額又は売出価額の総額が１億円以上となることが見込まれることとなった場合は、そのときから遅滞なく、臨時報告書を提出する必要があることに留意する。
［削る。］	（添付書類の公衆縦覧） 24の５－15　開示府令第19条第４項及び第５項の各号に掲げる書類は、法第24条の５第４項の臨時報告書の内容の一部をなすものであり、公衆縦覧に供されるものであることに留意する。
［削る。］	24の５－16　開示府令第19条第４項第１号ハに規定する目論見書に係る同条第６項の規定による翻訳文については、要約されたものであっても、次の要件に該当する場合には、当該翻訳文の提出があったものとみなして取扱うことに留意する。 ①　目論見書の表紙（募集又は売出しに係る有価証券の概要を記載した部分）及び目次については、全訳したものであること。 ②　翻訳文の余白等に、目論見書の記載事項に係る照会に対し責任をもって回答することができる者の氏名、連絡先（会社名・住所・電話番号）が記載されていること。なお、当該者の氏名については、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。
［削る。］	（特定子会社） 24の５－17　開示府令第19条第10項第１号に規定する「百分の十」の計算は、当該子会社の有価証券報告書提出会社に対する売上高が当該提出会社の仕入高の総額のうちに占める割合又は当該子会社の当該提出会社からの仕入高が当該提出会社の売上高の総額のうちに占める割合によることに留意する。
24の５－21～24の５－27　［略］	24の５－18～24の５－22－３　［同左］
［削る。］	24の５－23　開示府令第19条第２項第９号の３に規定する「決議事項」には、有価証券報告書に係る事業年度の定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項を記載することができるものとする。
［削る。］	（監査公認会計士等の異動理由及び経緯） 24の５－23－２　開示府令第19条第２項第９号の４ハ⑷に規定する監査公認会計士等の異動に至った理由及び経緯には、実質的な異動理由（異動が任期満了時である場合は、当該監査公認会計士等が監査を継続しない理由）及び経緯（期中に退任する場合には、期中であるにもかかわらず退任することとなった経緯）について詳細に記載することに留意する。 ⑴　実質的な異動理由としては、例えば次に掲げる事項（複数可）について詳細に記載することに留意する。 ①　連結グループでの監査公認会計士等の統一 ②　海外展開のため国際的なネットワークを有する監査公認会計士等への異動 ③　監査公認会計士等の対応の適時性や人員への不満 ④　監査報酬 ⑤　継続監査期間

	⑥ 監査期間中に直面した困難な状況 ⑦ 会計・監査上の見解相違 ⑧ 会計不祥事の発生 ⑨ 企業環境の変化等による監査リスクの高まり ⑩ その他異動理由として重要と考えられるもの ⑵ 経緯としては、当該監査公認会計士等とのやり取りについて詳細に記載することに留意する。
［削る。］	（その他の債権） 24の５－24 開示府令第19条第２項第11号及び第18号に規定する「その他の債権」には、保証債務の履行による求償権（保証債務の履行額を損失として処理するために資産として計上されないものを含む。）が含まれることに留意する。
［削る。］	（連結損益に与える影響額） 24の５－25 開示府令第19条第２項第19号に規定する「当該事象の連結損益に与える影響額」とは、経常損益、税金等調整前当期純損益等の主要な損益項目に与える影響額をいうものとする。ただし、その金額を正確に算定することが困難な場合には、適当な方法による概算額とすることができる。
［削る。］	24の５－26 24の５－25の「当該事象の連結損益に与える影響額」を算定するに当たり、当該事象が発生した連結子会社に係る当該事象の発生時における持分比率によることができない場合には、当該連結会社の最近連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する際に用いた割合比率によることができるものとする。
［削る。］	24の５－27 ５－44、７－４及び７－７は、臨時報告書に関する取扱いについて準用する。
［削る。］	（有価証券届出書等に関する取扱いの準用） 24の５－28 ５－７－２及び５－７－４の規定は、開示府令第19条第２項第１号及び第２号の規定により行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について臨時報告書を提出する場合に準用することに留意する。 この場合、「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の記載に当たっては、「有価証券の種類及び銘柄」の記載の直後に記載するものとし、５－７－２の①から④までの全部又は一部が当該臨時報告書の他の箇所に記載されている場合であっても記載を要することに留意する。
［削る。］	24の５－29 開示府令第19条第２項第１号ヲ⑴に規定する「一定の要件」とは、有価証券の募集又は売出しに際して引受人によるオーバーアロットメントが行われる場合で、引受人が実際に行うオーバーアロットメントの数量を上限としてグリーンシューオプションを行使できることとされている場合をいう。
24の５－28 開示府令第19条第２項第９号の２ハに規定する「当該決議の結果」には、決議事項が可決されたか否か、及びその根拠となる賛成又は反対の意思の表示に係る議決権数の割合を記載することに留意する。	24の５－30 ［同左］
24の５－29 開示府令第19条第２項第９号の３に規定する「決議事項」には、有価証券報告書に係る事業年度の定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項を記載することができるものとする。	［加える。］

（監査公認会計士等の異動理由及び経緯） 24の５－30　開示府令第19条第２項第９号の４ハ⑷に規定する監査公認会計士等の異動に至った理由及び経緯には、実質的な異動理由（異動が任期満了時である場合は、当該監査公認会計士等が監査を継続しない理由）及び経緯（期中に退任する場合には、期中であるにもかかわらず退任することとなった経緯）について詳細に記載することに留意する。 ⑴　実質的な異動理由としては、例えば、次に掲げる事項（複数可）について詳細に記載することに留意する。 ①　連結グループでの監査公認会計士等の統一 ②　海外展開のため国際的なネットワークを有する監査公認会計士等への異動 ③　監査公認会計士等の対応の適時性や人員への不満 ④　監査報酬 ⑤　継続監査期間 ⑥　監査期間中に直面した困難な状況 ⑦　会計・監査上の見解の相違 ⑧　会計不祥事の発生 ⑨　企業環境の変化等による監査リスクの高まり ⑩　その他異動理由として重要と考えられるもの ⑵　経緯としては、当該監査公認会計士等とのやり取りについて詳細に記載することに留意する。	［加える。］
（特定非財務情報監査証明を行う者の異動理由及び経緯） 24の５－31　24の５－30は、開示府令第19条第２項第９号の５ハ⑶に規定する特定非財務情報監査証明を行う者の異動に至った理由及び経緯について準用する。	［加える。］
（その他の債権） 24の５－32　開示府令第19条第２項第11号及び第18号に規定する「その他の債権」には、保証債務の履行による求償権（保証債務の履行額を損失として処理するために資産として計上されないものを含む。）が含まれることに留意する。	［加える。］
（連結損益に与える影響額） 24の５－33　開示府令第19条第２項第19号に規定する「当該事象の連結損益に与える影響額」とは、経常損益、税金等調整前当期純損益等の主要な損益項目に与える影響額をいうものとする。ただし、その金額を正確に算定することが困難な場合には、適当な方法による概算額とすることができる。 なお、当該影響額を算定するに当たり、当該事象が発生した連結子会社に係る当該事象の発生時における持分比率によることができない場合には、当該連結会社の最近連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する際に用いた割合比率によることができるものとする。	［加える。］
（個人の住所の記載） 24の５－34　［略］	（個人の住所の記載） 24の５－31　［同左］
24の５－35　開示府令第19条第４項第１号ハに規定する目論見書に係る同条第６項の規定による翻訳文については、次の要件に該当する場合には、要約されたものであっても差し支えないものとする。 ①　目論見書の表紙（募集又は売出しに係る有価証券の概要を記載した部分）及び目次については、全訳したものであること。	［加える。］

② 翻訳文の余白等に、目論見書の記載事項に係る照会に対し責任をもって回答することができる者の氏名、連絡先（会社名・住所・電話番号）が記載されていること。なお、当該者の氏名については、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。	
（添付書類の公衆縦覧） 24の５－36　開示府令第19条第４項各号に定める書類及び同条第５項各号に掲げる書類は、法第24条の５第４項の臨時報告書の内容の一部をなすものであり、公衆縦覧に供されるものであることに留意する。	［加える。］
（特定子会社） 24の５－37　開示府令第19条第10項第１号に規定する「百分の十」の計算は、当該子会社の有価証券報告書提出会社に対する売上高が当該提出会社の仕入高の総額のうちに占める割合又は当該子会社の当該提出会社からの仕入高が当該提出会社の売上高の総額のうちに占める割合によることに留意する。	［加える。］
24の５－38　５－44、７－４及び７－７は、臨時報告書に関する取扱いについて準用する。	［加える。］
法第25条（有価証券届出書等の公衆縦覧）等関係	法第25条（有価証券届出書、有価証券報告書等の公衆縦覧）関係
（秘密事項等の非縦覧の承認） 25－２　法第25条第４項及び第25条の２第２項の規定による承認に当たっては、秘密事項の内容、公衆の縦覧に供しないことの必要性、投資者保護上の問題点等について、総合的に比較考量のうえ、判断することに留意する。 承認申請については、申請理由を記載した申請書（様式任意）を提出することとし、必要に応じ、参考となる資料及び監査法人等関係者からの意見書等の添付を求めるものとする。 また、上場会社（上場予定も含む。）に係る承認については、必要に応じ当該会社が上場する金融商品取引所の意見も参考とすることとする。 なお、当該申請が事務所に到達した日から、２月（当該申請を補正するために要する期間又は当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間を除く。）以内に処分を行うよう努めるものとする。	（秘密事項等の非縦覧の承認） 25－２　法第25条第４項の規定による承認に当たっては、秘密事項の内容、公衆の縦覧に供しないことの必要性、投資者保護上の問題点等について、総合的に比較考量のうえ、判断することに留意する。 承認申請については、申請理由を記載した申請書（様式任意）を提出することとし、必要に応じ、参考となる資料及び監査法人等関係者からの意見書等の添付を求めるものとする。 また、上場会社（上場予定も含む。）に係る承認については、必要に応じ当該会社が上場する金融商品取引所の意見も参考とすることとする。 なお、当該申請が事務所に到達した日から、２か月（当該申請を補正するために要する期間又は当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間を除く。）以内に処分を行うよう努めるものとする。
C　個別ガイドライン Ⅰ　「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン ［１・２　略］ ３　開示府令第二号様式記載上の注意(31)ｂ、第四号の三様式記載上の注意(7)ｂ及び第五号様式記載上の注意(9)ｂに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する。）。 ［(1)～(4)　略］	C　［同左］ Ⅰ　［同左］ ［１・２　同左］ ３　開示府令第二号様式記載上の注意(31)ｂ、第四号の三様式記載上の注意(7)ｂ及び第五号様式記載上の注意(10)ｂに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する。）。 ［(1)～(4)　同左］
Ⅱ　「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン	Ⅱ　［同左］

第三者割当（開示府令第 19 条第２項第１号ヲに規定する第三者割当をいう。以下Ⅱにおいて同じ。）に係る届出書について、財務局が必要に応じ、特に重点的に行う審査の内容は、以下のとおりとする。

⑴ 審査対象先

審査を行う対象については、上場会社の提出する届出書を中心とし、第三者割当の内容が以下に掲げる場合に該当する場合とする。

① 大規模な第三者割当（開示府令第二号様式記載上の注意（23－６）「大規模な第三者割当に関する事項」に該当するものをいう。以下Ⅱにおいて同じ。）に該当する場合（ただし、資本提携又はグループ企業による株式の引受けの実態を有することが明らかな場合を除く。）

（注） ただし書に該当しない純投資又は資金調達目的での大規模な第三者割当の場合、開示府令第二号様式記載上の注意（23－３）ｅ「株券等の保有方針」、同（23－４）「株券等の譲渡制限」における記載内容及び③に列挙する事由への該当性の有無等の実態を考慮して、審査の必要性を判断することに留意する。

［②・③ 略］

⑵ 審査要領

第二号様式の記載上の注意について、審査を行う場合は、以下の審査要領に従い実施する。

なお、審査に際しては、募集又は売出しの実態に即した記載となっているかどうかの観点から、必要に応じて当該届出書の提出者に具体的な説明や資料の提出を求めることとするが、割当予定先等の提出者への協力の状況も考慮し、状況に応じた判断を行うこと、個人等の秘密に関する事項等の記載については、十分配慮することに留意する。

① 新規発行新株予約権証券

開示府令第二号様式記載上の注意（23－４）の「株券等の譲渡制限」について、会社法第 236 条第１項第６号に定める新株予約権の譲渡制限又は提出者と割当予定先との間の二者間契約に基づく譲渡制限が付されている場合には、その旨及びその内容が記載されているか。なお、提出者が譲渡制限に基づく譲渡承認を実施する場合には、必要に応じ、譲渡予定先に対し、割当予定先と同様に本人確認等の各種確認手続を譲渡承認前に行う方針であるか。

② 募集の条件

イ．［略］

ロ．開示府令第二号様式記載上の注意⑽ｃに規定する「その他申込み及び払込みに関し必要な事項」について、割当予定先の払込みに関して、届出書の効力発生以外に重要な前提条件が存在する場合、その内容が具体的に記載されているか。なお、当該前提条件が充足されない場合の失権等のリスクについて必要に応じた記載をすることが考えられる。

③ 新株予約権の内容等

イ．開示府令第二号様式記載上の注意⑿ｉの規定により記載する同様式記載上の注意⑻ｄ(a)に規定する「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（以下イ及び⑥ロにおいて「ＭＳＣＢ等」という。）の発行により資金の調達をしようとする理由」については、過去の資金調達状況（充当状況や資金使途の変更の有無を含む。）、最近事業年度における経営成績・財務状況（例えば連結営業利益、営業キャッシュ・フロー（営業キャッシュ・フローがマイナスとなっている場合には、その主な要因としての売掛金残高や前受金残高の増減等））、最近事業年度末時点での現金及び預金残高の水準並びにその変動要因等に触れつつ、必要となる調達額の水準、ＭＳＣＢ等を選択した理由等について記載することが考えられる。

ロ．開示府令第二号様式記載上の注意⑿ｉの規定により記載する同様式記載上の注意⑻ｄ(c)に規定す

第三者割当（開示府令第 19 条第２項第１号ヲに規定する第三者割当をいう。以下、Ｃ個別ガイドラインⅡにおいて同じ。）に係る届出書について、財務局が必要に応じ、特に重点的に行う審査の内容は、以下のとおりとする。

⑴ ［同左］

審査を行う対象については、上場会社の提出する届出書を中心とし、第三者割当の内容が以下に掲げる事項に該当するものとする。

① 大規模な第三者割当（第二号様式記載上の注意（23－６）「大規模な第三者割当に関する事項」に該当するものをいう。以下、Ｃ個別ガイドラインⅡにおいて同じ。）に該当する場合（ただし、資本提携又はグループ企業による株式の引受けの実態を有することが明らかなものを除く。）

（注） ただし書に該当しない純投資又は資金調達目的での大規模な第三者割当の場合、第二号様式記載上の注意（23－３）ｅ「株券等の保有方針」、同（23－４）「株券等の譲渡制限」における記載内容及び③に列挙する事由への該当性の有無等の実態を考慮して、審査の必要性を判断することに留意する。

［②・③ 同左］

⑵ ［同左］

［同左］

① ［同左］

第二号様式記載上の注意（23－４）の「株券等の譲渡制限」について、会社法第 236 条第１項第６号に定める新株予約権の譲渡制限又は提出者と割当予定先との間の二者間契約に基づく譲渡制限が付されている場合には、その旨及びその内容が記載されているか。なお、提出者が譲渡制限に基づく譲渡承認を実施する場合には、必要に応じ、譲渡予定先に対し、割当予定先と同様に本人確認等の各種確認手続を譲渡承認前に行う方針であるか。

② ［同左］

イ．［同左］

ロ．第二号様式記載上の注意⑽ｃに規定する「その他申込み及び払込みに関し必要な事項」について、割当予定先の払込みに関して、届出書の効力発生以外に重要な前提条件が存在する場合、その内容が具体的に記載されているか。なお、当該前提条件が充足されない場合の失権等のリスクについて必要に応じた記載をすることが考えられる。

③ ［同左］

イ．第二号様式記載上の注意⑿ｉの規定により記載する同⑻ｄ(a)に規定する「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（以下イ及び⑥ロにおいて「ＭＳＣＢ等」という。）の発行により資金の調達をしようとする理由」については、過去の資金調達状況（充当状況や資金使途の変更の有無を含む。）、最近事業年度における経営成績・財務状況（例えば連結営業利益、営業キャッシュ・フロー（営業キャッシュ・フローがマイナスとなっている場合には、その主な要因としての売掛金残高や前受金残高の増減等））、最近事業年度末時点での現金及び預金残高の水準並びにその変動要因等に触れつつ、必要となる調達額の水準、ＭＳＣＢ等を選択した理由等について記載することが考えられる。

ロ．第二号様式記載上の注意⑿ｉの規定により記載する同⑻ｄ(c)に規定する「権利の行使に関する事

る「権利の行使に関する事項」について、割当予定先と提出者との間で締結する予定の取決めがある場合、その取決めの内容に加えて、その目的や期待する効果等を記載することが考えられる。

ハ．開示府令第二号様式記載上の注意⑿ｉの規定により記載する同様式記載上の注意(8)ｄ(e)に規定する事項について、割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合には、その態様に応じ、その具体的な内容（株券の貸借契約を締結する場合にあっては、貸借契約締結予定日、貸借株数、貸借期間、貸借利率、借り入れた株券の利用目的、その利用制限の内容等）を記載することが考えられる。また、その取決め内容が、株券等の保有方針や払込みに要する資金等の状況の記載と整合しているか審査する。

④　手取金の使途

イ．開示府令第二号様式記載上の注意⑳「手取金の使途」について、手取金使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期が、実態に即した具体的な記載となっているか、その充当可能性（提出者の資金繰り状況等に鑑み、手取金の使途として記載された内容どおりに支出される可能性）にも着目した上で、記載内容を審査する。

（注）「実態に即した記載」の審査に当たっては、必要に応じ、手取金の使途の積算根拠、使途の内容に対応する事業計画、資金繰り、資金調達を行う理由等（資料を含む。）を確認する。また、新株予約権の場合、手取金の使途における充当の優先順位や権利行使の可能性、時期等（例えば、新株予約権であれば行使コミットメント条項等）との関係に留意し、開示書類に記載された使途の内容の整合性等に着目することが考えられる。

（資料の例）

・手取金使途の積算資料（例えば、見積書や過去の購買実績資料等）
・事業計画書
・資金繰り表
・返済計画表（使途が借入金等の返済の場合）
・各借入先別の月次返済計画を示す資料

また、提出者が割当予定先の紹介、あっせん等を行った第三者に支払う手数料等の対価であっても、例えば、払込金額の総額に対する手数料の割合が著しく高い場合、割当予定先に対してあっせん等の対価を支払う場合等、その態様に応じ、手取金の使途として記載する必要があると考えられる。なお、新株予約権証券において、調達金額に応じて手数料額が変動する場合には、その旨を記載することが考えられる。

その他、当該第三者の関係会社の周知性を勘案しても、当該第三者の周知性が低いと判断される場合には、その態様に応じ、提出者が当該第三者に対し紹介、あっせん等の発注をするに至るまでの経緯、当該第三者と割当予定先との関係及び提出者が提供を受ける役務の内容に着目する。

［ロ～ニ　略］

⑤　割当予定先の状況

割当予定先の状況については、割当予定先が真に実在するか等が、必要に応じ資料等により確認され、実態に即した記載となっているかという観点から、記載内容を審査するほか、以下の項目により審査を行うこととする。

イ．割当予定先の概要

開示府令第二号様式記載上の注意（23－3）ａ「割当予定先の概要」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

ａ．提出者は、開示府令第二号様式記載上の注意（23－3）ａ(a)に従い記載する個人の氏名の情報を、どのような方法（例えば、運転免許証等の本人確認書類）で確認しているか。また、本人確認書類に従い正確な文字が記載されているか。

項」について、割当予定先と提出者との間で締結する予定の取決めがある場合、その取決めの内容に加えて、その目的や期待する効果等を記載することが考えられる。

ハ．第二号様式記載上の注意⑿ｉの規定により記載する同(8)ｄ(e)に規定する事項について、割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合には、その態様に応じ、その具体的な内容（株券の貸借契約を締結する場合にあっては、貸借契約締結予定日、貸借株数、貸借期間、貸借利率、借り入れた株券の利用目的、その利用制限の内容等）を記載することが考えられる。また、その取決め内容が、株券等の保有方針や払込みに要する資金等の状況の記載と整合しているか審査する。

④　［同左］

イ．記載上の注意⑳「手取金の使途」について、手取金使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期が、実態に即した具体的な記載となっているか、その充当可能性（提出者の資金繰り状況等に鑑み、手取金の使途として記載された内容どおりに支出される可能性）にも着目した上で、記載内容を審査する。

（注）　「実態に即した記載」の審査に当たっては、必要に応じ、手取金の使途の積算根拠、使途の内容に対応する事業計画、資金繰り、資金調達を行う理由等（資料を含む。）を確認する。また、新株予約権の場合、手取金の使途における充当の優先順位や権利行使の可能性、時期等（例えば、新株予約権であれば行使コミットメント条項等）との関係に留意し、開示書類に記載された使途の内容の整合性等に着目することが考えられる。

（資料の例）

・手取金使途の積算資料（例えば、見積書や過去の購買実績資料等）
・事業計画書
・資金繰り表
・返済計画表（使途が借入金等の返済の場合）
・各借入先別の月次返済計画を示す資料

また、提出者が割当予定先の紹介、あっせん等を行った第三者に支払う手数料等の対価であっても、例えば、払込金額の総額に対する手数料の割合が著しく高い場合、割当予定先に対してあっせん等の対価を支払う場合等、その態様に応じ、手取金の使途として記載する必要があると考えられる。なお、新株予約権証券において、調達金額に応じて手数料額が変動する場合には、その旨を記載することが考えられる。

その他、当該第三者の関係会社の周知性を勘案しても、当該第三者の周知性が低いと判断される場合には、その態様に応じ、提出者が当該第三者に対し紹介、あっせん等の発注をするに至るまでの経緯、当該第三者と割当予定先との関係及び提出者が提供を受ける役務の内容に着目する。

［ロ～ニ　同左］

⑤　［同左］

［同左］

イ．［同左］

第二号様式記載上の注意（23－3）ａ「割当予定先の概要」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

ａ．提出者は、第二号様式記載上の注意（23－3）ａ(a)に従い記載する個人の氏名の情報を、どのような方法（例えば、運転免許証等の本人確認書類）で確認しているか。また、本人確認書類に従い正確な文字が記載されているか。

b．提出者は、開示府令第二号様式記載上の注意（23－３）ａ(a)に従い記載する住所又は同様式記載上の注意（23－３）(c)及び(d)に規定する所在地の情報を、どのような方法（例えば、住民票、登記事項証明書等の書面や住所又は所在地への訪問等）で確認しているか。また、直近の所在地の情報が正確に記載されているか。なお、例えば、割当予定先が、短期間の一時的な利用に止まることが見込まれるいわゆるレンタルオフィスやバーチャルオフィスを本店所在地としている場合には、必要に応じて、当該オフィスの貸主との間の契約書の写し等により契約者及び所在地を確認することが考えられる。	b．提出者は、第二号様式記載上の注意（23－３）ａ(a)に従い記載する住所又は同(c)及び(d)に規定する所在地の情報を、どのような方法（例えば、住民票、登記事項証明書等の書面や住所又は所在地への訪問等）で確認しているか。また、直近の所在地の情報が正確に記載されているか。なお、例えば、割当予定先が、短期間の一時的な利用に止まることが見込まれるいわゆるレンタルオフィスやバーチャルオフィスを本店所在地としている場合には、必要に応じて、当該オフィスの貸主との間の契約書の写し等により契約者及び所在地を確認することが考えられる。
c．開示府令第二号様式記載上の注意（23－３）ａ(a)に規定する個人の職業の内容について、勤務先がある場合は当該勤務先の名称、所在地及び事業の概要等が記載されているか。	c．同（23－３）ａ(a)に規定する個人の職業の内容について、勤務先がある場合は当該勤務先の名称、所在地及び事業の概要等が記載されているか。
d．提出者は、割当予定先が開示府令第二号様式記載上の注意（23－３）ａ(c)に規定する法人又は同様式記載上の注意（23－３）ａ(d)に規定する団体の場合は、これらの記載上の注意に従い記載する主たる出資者又は業務執行組合員等に関する情報をどのような方法で確認しているか。例えば、提出者が確認に使用した資料等を確認することが考えられる。	d．提出者は、割当予定先が同（23－３）ａ(c)に規定する法人又は同(d)に規定する団体の場合は、これらの記載上の注意に従い記載する主たる出資者又は業務執行組合員等に関する情報をどのような方法で確認しているか。例えば、提出者が確認に使用した資料等を確認することが考えられる。
e．開示府令第二号様式記載上の注意（23－３）ａ(c)及び(d)に規定する主たる出資者は、おおむね10%以上を出資している先が記載されているか。なお、当該主たる出資者について、法第 27 条の 23 第５項に規定する共同保有者に相当する者が存在する場合は、当該共同保有者に相当する者の出資分が考慮されているか。例えば、払込原資を届出書提出後に確保する予定である新設ファンドや法人等が割当予定先である場合には、その出資予定者又は出資者の概要（提出者や割当予定先との関係を含む。）及び当該出資に係る重要な前提条件があればその内容を記載するとともに、必要に応じて、当該条件が充足されない場合のリスク等を記載することが考えられる。	e．同（23－３）ａ(c)及び(d)に規定する主たる出資者は、おおむね10%以上を出資している先が記載されているか。なお、当該主たる出資者について、法第 27 条の 23 第５項に規定する共同保有者に相当する者が存在する場合は、当該共同保有者に相当する者の出資分が考慮されているか。例えば、払込原資を届出書提出後に確保する予定である新設ファンドや法人等が割当予定先である場合には、その出資予定者又は出資者の概要（提出者や割当予定先との関係を含む。）及び当該出資に係る重要な前提条件があればその内容を記載するとともに、必要に応じて、当該条件が充足されない場合のリスク等を記載することが考えられる。
f．開示府令第二号様式記載上の注意（23－３）ａ(c)及び(d)に規定する「国内の主たる事務所の責任者」として、提出者の国内における代理人等が存在する場合は、当該代理人等が行う代理事務の内容等により、当該代理人等も含めて記載される場合が考えられる。 （注）「代理事務の内容等」とは、例えば、当該第三者割当や大量保有報告書等にかかる事務代理を行う場合等が考えられる。	f．同（23－３）ａ(c)及び(d)に規定する「国内の主たる事務所の責任者」として、提出者の国内における代理人等が存在する場合は、当該代理人等が行う代理事務の内容等により、当該代理人等も含めて記載される場合が考えられる。 （注）「代理事務の内容等」とは、例えば、当該第三者割当や大量保有報告書等にかかる事務代理を行う場合等が考えられる。
g．開示府令第二号様式記載上の注意（23－３）ａ(d)に規定する法人以外の団体の業務執行組合員等が、法人以外の団体に該当する場合は、さらにその団体の業務執行組合員等について確認し、団体の業務執行組合員等が最終的に法人以外の団体以外となるまで同様に確認する必要がある場合が考えられる。	g．同（23－３）ａ(d)に規定する法人以外の団体の業務執行組合員等が、法人以外の団体に該当する場合は、さらにその団体の業務執行組合員等について確認し、団体の業務執行組合員等が最終的に法人以外の団体以外となるまで同様に確認する必要がある場合が考えられる。
ロ．提出者と割当予定先との間の関係 開示府令第二号様式記載上の注意（23－３）ｂの「提出者と割当予定先との間の関係」については、割当予定先として選定されるにあたって考慮された重要な関係が、過去の出資、人事、資金、技術、取引等において確認できた場合には、その内容を記載することが考えられる。また、割当予定先（その関係会社を含む。）との間で、資本業務提携を行う場合には、例えば、その目的、提携期間、相手先との協業や業務委託・受託、役職員の派遣等、投資判断に影響を及ぼす契約条項の内容を、可能な範囲で具体的に記載することが考えられる。	ロ．［同左］ 第二号様式記載上の注意（23－３）ｂの「提出者と割当予定先との間の関係」については、割当予定先として選定されるにあたって考慮された重要な関係が、過去の出資、人事、資金、技術、取引等において確認できた場合には、その内容を記載することが考えられる。また、割当予定先（その関係会社を含む。）との間で、資本業務提携を行う場合には、例えば、その目的、提携期間、相手先との協業や業務委託・受託、役職員の派遣等、投資判断に影響を及ぼす契約条項の内容を、可能な範囲で具体的に記載することが考えられる。
ハ．割当予定先の選定理由 開示府令第二号様式記載上の注意（23－３）ｃの「割当予定先の選定理由」については、割当予定先を選定した理由に加え、提出者による割当予定先の選定の過程が具体的に記載されているかを審査する。なお、この場合、提出者が第三者からの紹介、あっせんその他これに類する行為に基づき、割当予定先の検討を行った場合は、当該内容等も含めて記載することが考えられる。この際、提出者と割当予定先を紹介した者との関係、当該者と割当予定先との関係等について、着目する。	ハ．［同左］ 第二号様式記載上の注意（23－３）ｃの「割当予定先の選定理由」については、割当予定先を選定した理由に加え、提出者による割当予定先の選定の過程が具体的に記載されているかを審査する。なお、この場合、提出者が第三者からの紹介、あっせんその他これに類する行為に基づき、割当予定先の検討を行った場合は、当該内容等も含めて記載することが考えられる。この際、提出者と割当予定先を紹介した者との関係、当該者と割当予定先との関係等について、着目する。
ニ．株券等の保有方針	ニ．［同左］

開示府令第二号様式記載上の注意（23－３）ｅ「株券等の保有方針」では、割当予定先による株券等（同様式記載上の注意（23－３）ｅに規定する株券等をいい、新株予約権の目的となる株式を含む。）の保有期間や転売予定といった割当予定先の株券等の保有に関する方針について、提出者が確認した態様（割当予定先に対する書面での確認の有無等）を踏まえ、次の点に着目しつつ、記載内容を審査する。

［ａ．・ｂ．　略］

ホ．払込みに要する資金等の状況

開示府令第二号様式記載上の注意（23－３）ｆ「払込みに要する資金等の状況」の記載内容を審査するに当たっては、払込原資の資金拠出者（例えば、割当予定先に貸付け等で資金提供することにより、割当予定先の株券等について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者を含む。）にも着目しつつ、次の事項に留意する。

［ａ．～ｃ．　略］

ヘ．割当予定先の実態

開示府令第二号様式記載上の注意（23－３）ｇ「割当予定先の実態」のまた書きの記載内容を審査するに当たっては、次の事項に留意する。

［ａ．～ｄ．　略］

⑥　発行条件に関する事項

開示府令第二号様式記載上の注意（23－５）「発行条件に関する事項」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

［イ．～ホ．　略］

⑦　第三者割当後の大株主の状況

開示府令第二号様式記載上の注意（23－７）「第三者割当後の大株主の状況」の記載内容を審査するに当たっては、第三者割当による割当予定先の株券等の保有方針にかかわらず、当該届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合における大株主の状況について記載されているかに留意する。

⑧　大規模な第三者割当の必要性

開示府令第二号様式記載上の注意（23－８）「大規模な第三者割当の必要性」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

イ．開示府令第二号様式記載上の注意（23－８）ａに規定する「大規模な第三者割当を行うこととした理由」が提出者の経営計画、直近の経営成績や財務状況（手元資金の状況）、手取金の額及び使途と関連付けられて具体的に説明されているか、提出者が他の種類の有価証券の発行、公募増資、株主割当、借入等の他の資金調達手段の比較を行っているか、当該比較を行っている場合にその比較を踏まえた判断の概要が記載されているか、提出者が新株予約権証券又は新株予約権証券付社債券を発行する場合は、提出者の資金需要、新株予約権が行使される時期、新株予約権行使を制限する条件の有無等との関係において、説明が具体的に記載されているか。なお、提出者がその株式を上場する金融商品取引所の債務超過若しくは上場時価総額基準に抵触し、又はそのおそれが生じており、本資金調達においてその解消を図る目的があるときは、資金調達の目的やその手段との関連性について具体的に記載することが考えられる。

ロ．開示府令第二号様式記載上の注意（23－８）ａに規定する「既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容」については、大規模な第三者割当による既存の株主にとっての利益又は不利益（例えば、議決権の希薄化による他の株主への影響及び株価下落リスクに対する対応策等をいう。）について、提出者はどのような判断を行ったかに関して、具体的に記載されているか。

ハ．開示府令第二号様式記載上の注意（23－８）ｂに規定する「経営者から独立した者からの当該大

第二号様式記載上の注意（23－３）ｅ「株券等の保有方針」では、割当予定先による株券等（同ｅに規定する株券等をいい、新株予約権の目的となる株式を含む。）の保有期間や転売予定といった割当予定先の株券等の保有に関する方針について、提出者が確認した態様（割当予定先に対する書面での確認の有無等）を踏まえ、次の点に着目しつつ、記載内容を審査する。

［ａ．・ｂ．　同左］

ホ．［同左］

第二号様式記載上の注意（23－３）ｆ「払込みに要する資金等の状況」の記載内容を審査するに当たっては、払込原資の資金拠出者（例えば、割当予定先に貸付け等で資金提供することにより、割当予定先の株券等について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者を含む。）にも着目しつつ、次の事項に留意する。

［ａ．～ｃ．　同左］

ヘ．［同左］

第二号様式記載上の注意（23－３）ｇ「割当予定先の実態」のまた書きの記載内容を審査するに当たっては、次の事項に留意する。

［ａ．～ｄ．　同左］

⑥　［同左］

第二号様式記載上の注意（23－５）「発行条件に関する事項」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

［イ．～ホ．　同左］

⑦　［同左］

第二号様式記載上の注意（23－７）「第三者割当後の大株主の状況」の記載内容を審査するに当たっては、第三者割当による割当予定先の株券等の保有方針にかかわらず、当該届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合における大株主の状況について記載されているかに留意する。

⑧　［同左］

第二号様式記載上の注意（23－８）「大規模な第三者割当の必要性」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

イ．（23－８）ａに規定する「大規模な第三者割当を行うこととした理由」が提出者の経営計画、直近の経営成績や財務状況（手元資金の状況）、手取金の額及び使途と関連付けられて具体的に説明されているか、提出者が他の種類の有価証券の発行、公募増資、株主割当、借入等の他の資金調達手段の比較を行っているか、当該比較を行っている場合にその比較を踏まえた判断の概要が記載されているか、提出者が新株予約権証券又は新株予約権証券付社債券を発行する場合は、提出者の資金需要、新株予約権が行使される時期、新株予約権行使を制限する条件の有無等との関係において、説明が具体的に記載されているか。なお、提出者がその株式を上場する金融商品取引所の債務超過若しくは上場時価総額基準に抵触し、又はそのおそれが生じており、本資金調達においてその解消を図る目的があるときは、資金調達の目的やその手段との関連性について具体的に記載することが考えられる。

ロ．（23－８）ａに規定する「既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容」については、大規模な第三者割当による既存の株主にとっての利益又は不利益（例えば、議決権の希薄化による他の株主への影響及び株価下落リスクに対する対応策等をいう。）について、提出者はどのような判断を行ったかに関して、具体的に記載されているか。

ハ．（23－８）ｂに規定する「経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意

規模な第三者割当についての意見」とは、例えば、社外取締役、社外監査役、監査等委員会、監査委員会又は第三者委員会からの意見が考えられる。提出者がこれらの者から意見を取得した場合、意見を出した者の氏名及び属性（所属、所属先と提出者との関係等の独立性の程度を含む。）が記載されているか。 ⑨ その他参考になる事項 開示府令第二号様式記載上の注意（23－10）「その他参考になる事項」については、当該第三者割当に関して、様式上の項目以外に開示が必要と考えられる事項の記載がなされているか審査する。 ⑶ ［略］ Ⅲ 「有価証券をもって対価とする場合の公開買付け」の記載に関する取扱いガイドライン 有価証券をもって対価とする公開買付けのための募集（売出し）に係る届出書について、財務局が必要に応じ、特に重点的に行う審査の内容は、以下のとおりとする。 ⑴ 審査要領 開示府令第二号の六様式の記載上の注意について、審査を行う場合は、以下の審査要領に従い実施する。 ① 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠 開示府令第二号の六様式記載上の注意⑷「組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。 ［イ．・ロ．　略］ ② 有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項 開示府令第二号の六様式記載上の注意（５－２）「有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項」では、発行（交付）条件の合理性に関する提出者の考え方が具体的に記載されているかを審査する。 ⑵ ［略］	見」とは、例えば、社外取締役、社外監査役、監査等委員会、監査委員会又は第三者委員会からの意見が考えられる。提出者がこれらの者から意見を取得した場合、意見を出した者の氏名及び属性（所属、所属先と提出者との関係等の独立性の程度を含む。）が記載されているか。 ⑨ ［同左］ 第二号様式記載上の注意（23－10）「その他参考になる事項」については、当該第三者割当に関して、様式上の項目以外に開示が必要と考えられる事項の記載がなされているか審査する。 ⑶ ［同左］ Ⅲ ［同左］ ［同左］ ⑴ ［同左］ 第二号の六様式の記載上の注意について、審査を行う場合は、以下の審査要領に従い実施する。 ① ［同左］ 第二号の六様式記載上の注意⑷「組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。 ［イ．・ロ．　同左］ ② ［同左］ 第二号の六様式記載上の注意（５－２）「有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項」では、発行（交付）条件の合理性に関する提出者の考え方が具体的に記載されているかを審査する。 ⑵ ［同左］